

一般廃棄物処理事業実態調査の結果（平成28年度）について

環境省では、全国の市町村及び特別地方公共団体（1,741市区町村及び575一部事務組合）に対し「一般廃棄物処理事業実態調査（平成28年度）」を行った。

本調査結果は、平成28年度1年間の実績又は、平成28年度末（平成29年3月31日）現在の、ごみ・し尿の排出処理状況、廃棄物処理事業経費・人員、一般廃棄物処理施設の整備状況等について、取りまとめたものである。人口については平成28年10月1日現在であるが、一部は平成29年3月31日である。

※：以下の図表等の数値については、四捨五入により合計が一致しない場合がある。

※：「ごみ総排出量」とは廃棄物処理法第5条の2に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、基本方針）における「一般廃棄物の排出量」と同様とする。

$$\text{ごみ総排出量} = \text{計画収集量} + \text{直接搬入量} + \text{集団回収量}$$

※：平成22年度実績については、平成23年3月11日の東日本大震災により、南三陸町（宮城県）については、人口及びごみ処理、し尿処理、経費に関する平成22年度実績データが欠損してしまったため、これらが関係する全国値は、南三陸町を除く1,749市町村の集計値である。

I ごみ処理

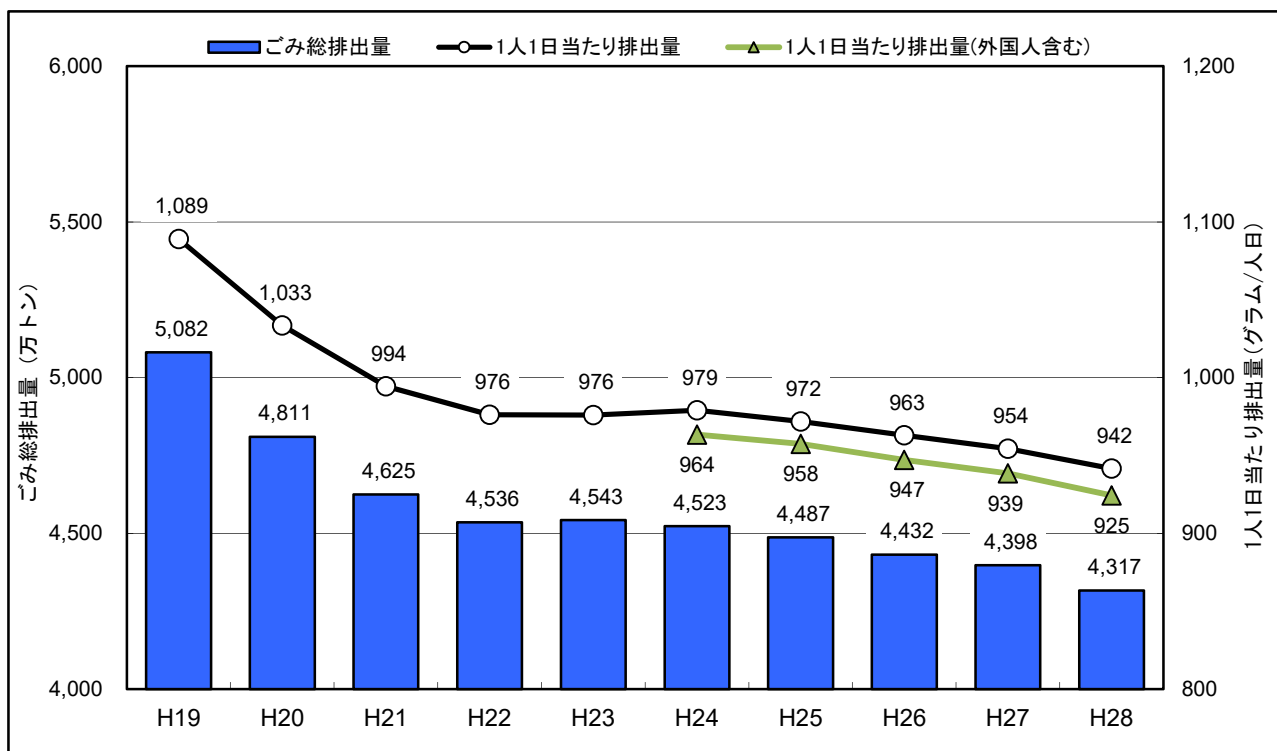
1. ごみの排出・処理状況

（1）全国のごみ総排出量

平成28年度におけるごみ総排出量は4,317万トン（東京ドーム約116杯分^{注4)}）、1人1日当たりのごみ排出量は925グラム（参考：平成23年度までと同様に外国人人口を含まない場合は、942グラム）である。

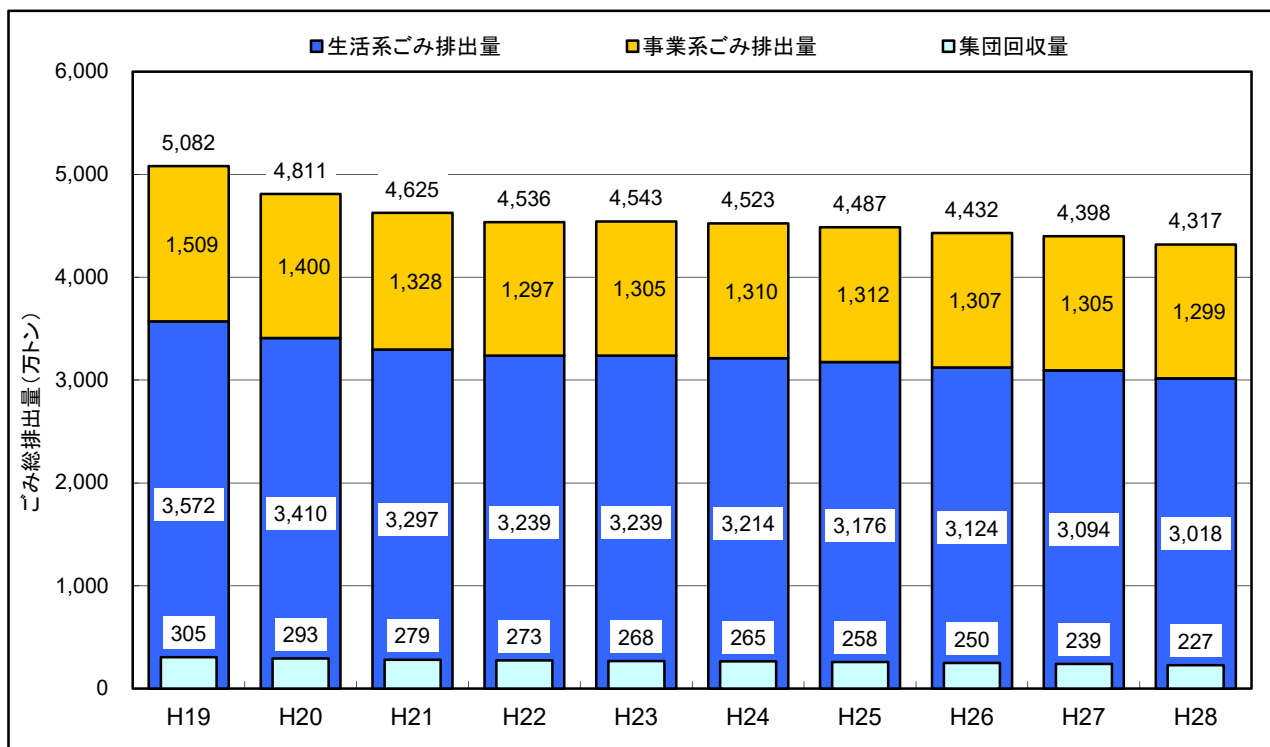
ごみ総排出量は平成12年度以降継続的に減少していたが、平成23年度以降微減傾向である。基本方針でベースラインとしている平成24年度4,523万トンを4年連続で下まわった（図－1）。

注4) ごみの比重を0.3t/m³として算出。（東京ドーム地上部の容積：1,240,000m³）



図－1 ごみ総排出量の推移

ごみの排出量を排出形態別でみると、平成28年度において、生活系ごみが3,018万トン、事業系ごみが1,299万トンであり、生活系ごみが約70%を占める（図－2）。



図－2 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移 注5)

注5) 生活系ごみの数値：家庭のごみ。ただし、推計による場合は、市町村収集と委託業者の収集の合計。

事業系ごみの数値：事業所のごみ。ただし、推計による場合は、許可業者収集と直接搬入の合計。

(2) ごみ処理の状況

ごみの総処理量^{注6)}は4,101万トンであり、そのうち、焼却、破碎・選別等により中間処理された量（中間処理量）は3,862万トン、再生業者等へ直接搬入された量（直接資源化量）は196万トンで、この両者でごみの総処理量の99.0%（減量処理率^{注7)}）を占める。

- ・ 中間処理量のうち、中間処理後に再生利用された量（処理後再生利用量）は456万トンで、これに直接資源化量と集団回収量を合計した総資源化量は879万トンである。
- ・ 中間処理により減量化された量は3,051万トン、中間処理されずに直接最終処分された量は43万トンであり、直接埋立率はごみの総処理量の1.0%である（図－3）。
- ・ 平成28年度において、容器包装リサイクル法に基づき市町村等が分別収集した容器包装の再商品化量（参考：平成27年度実績268万トン^{注8)}）は総資源化量（879万トン）に含まれている。
- ・ なお、平成28年度において、家電リサイクル法に基づく家電4品目の再商品化等処理量は46万トン^{注9)}、このうち再商品化量が40万トン^{注9)}であり、これを含めると総資源化量は919万トンとなる。

注6) ごみの総処理量(4,101万トン)＝中間処理量＋直接最終処分量＋直接資源化量であり、「計画処理量(3,725万トン)」とは、計量誤差等により一致しない。

注7) 減量処理率(%)＝〔(中間処理量)＋(直接資源化量)〕÷(ごみの総処理量)×100

注8) 出典「平成27年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化のお知らせ」

(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室)

注9) 出典「家電リサイクル年次報告 平成28年度版(第16期)」(一般財団法人家電製品協会)

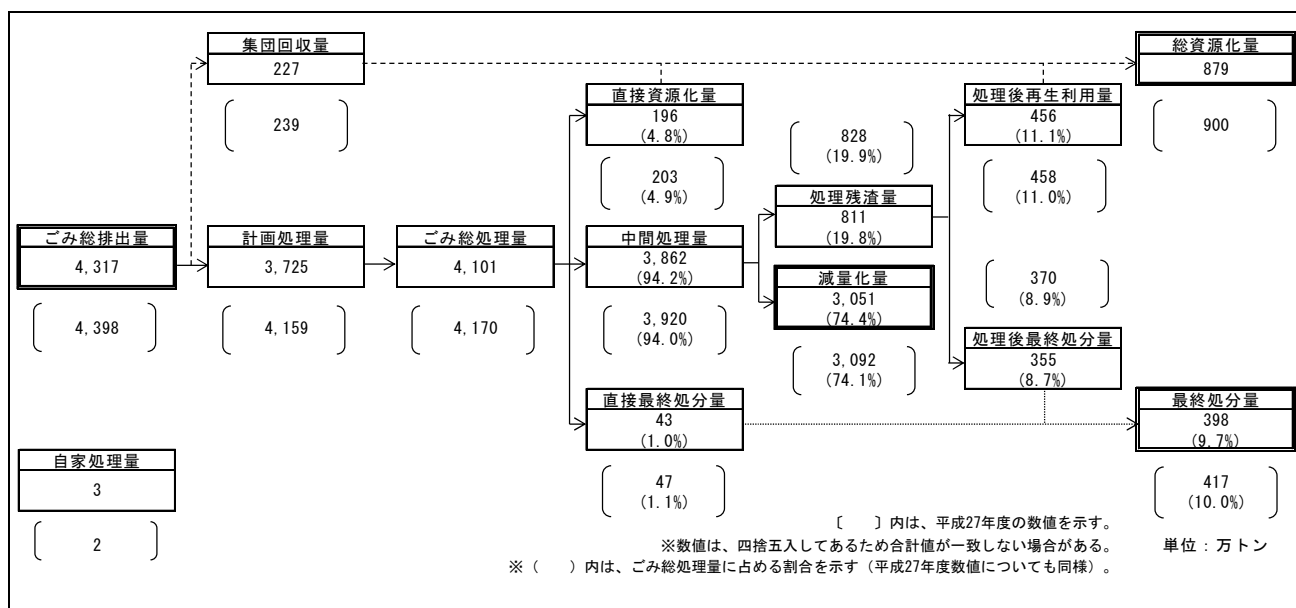


図-3 全国のごみ処理のフロー

中間処理量のうち、直接焼却された量は3,294万トンであり、直接焼却率はごみの総処理量の80.3%である（図-4）。直接焼却された量については、平成19年度以降は減少傾向が認められる。

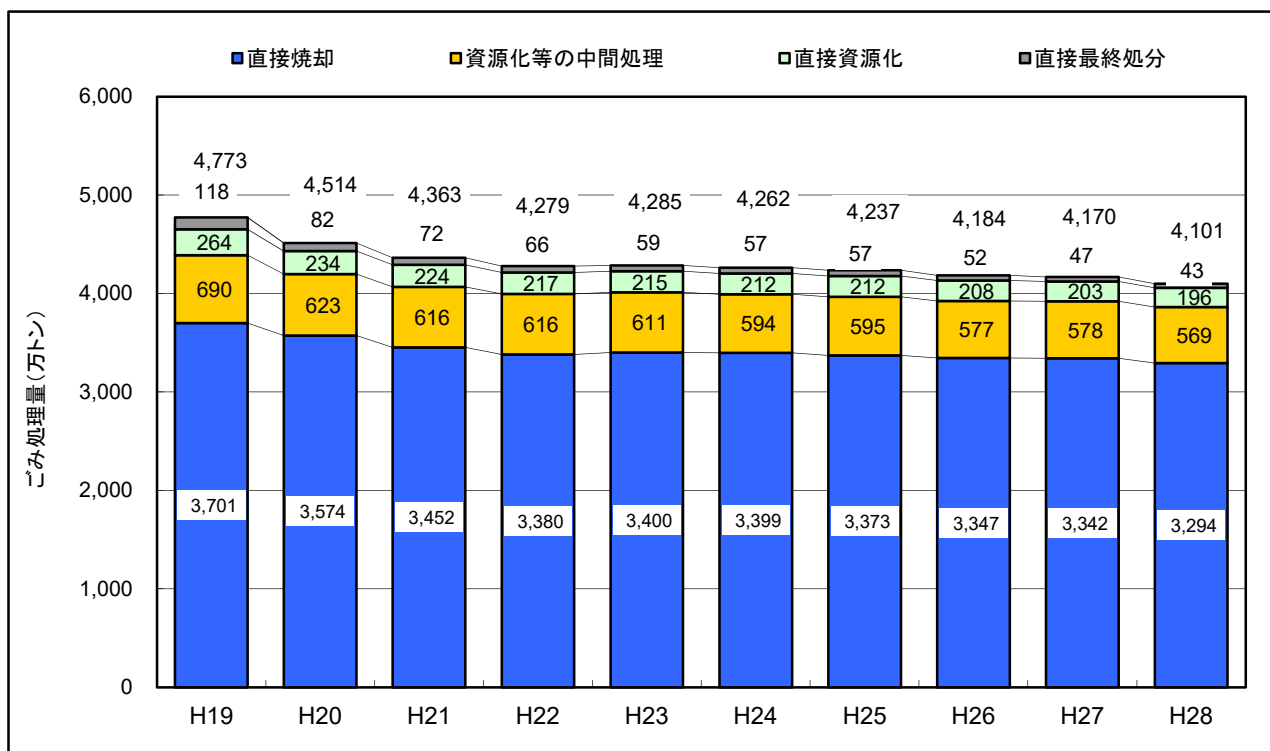
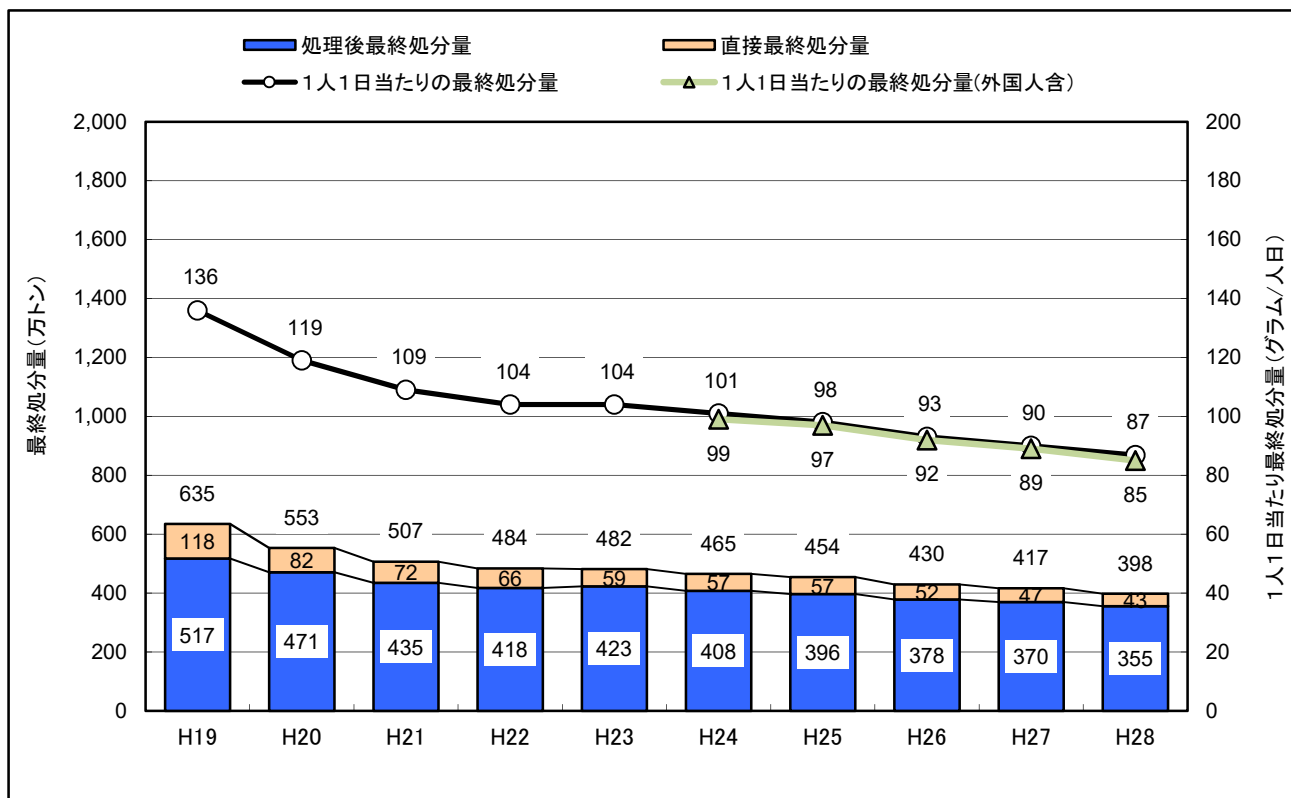


図-4 ごみの総処理量の推移

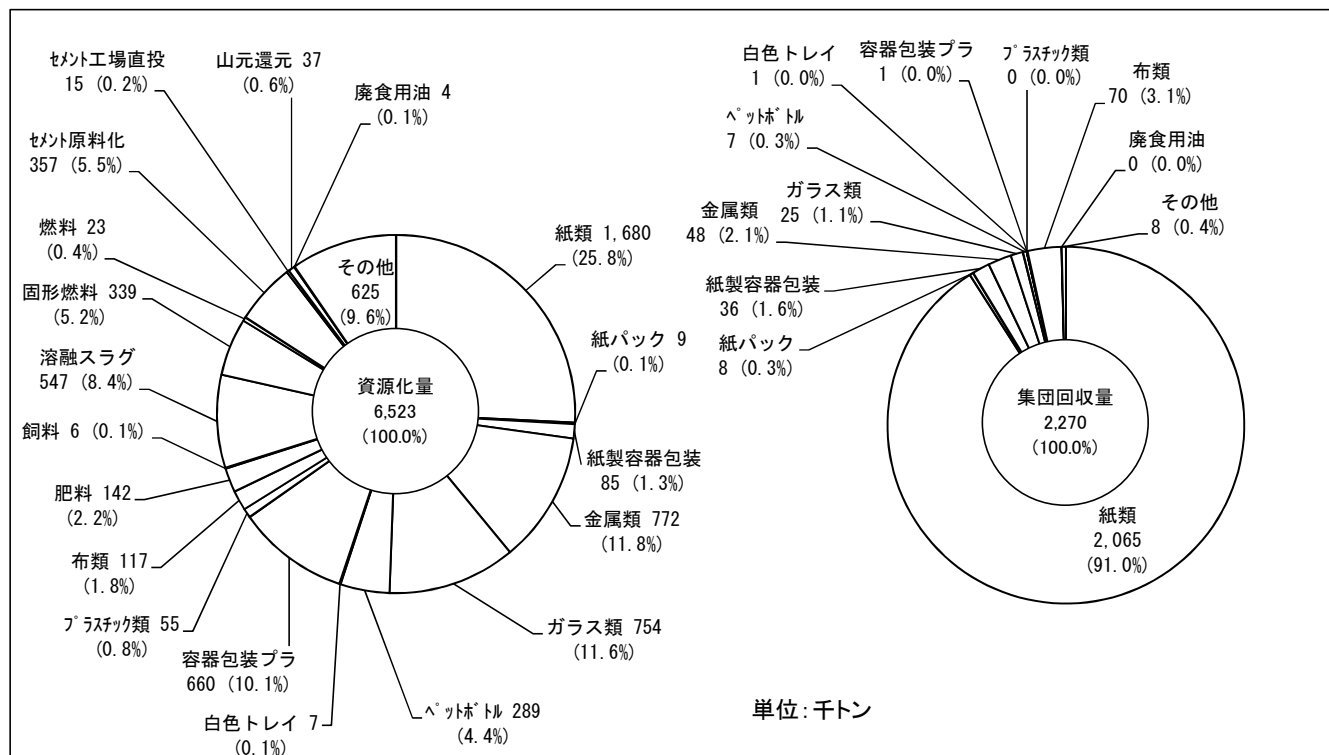
直接最終処分量と中間処理後に最終処分された量とを合計した最終処分量は398万トン、1人1日当たりの最終処分量は85グラムである。（参考：平成23年度までと同様に外国人人口を含まない場合は、87グラムであり減少傾向が継続している。）（図－5）



図－5 最終処分量の推移

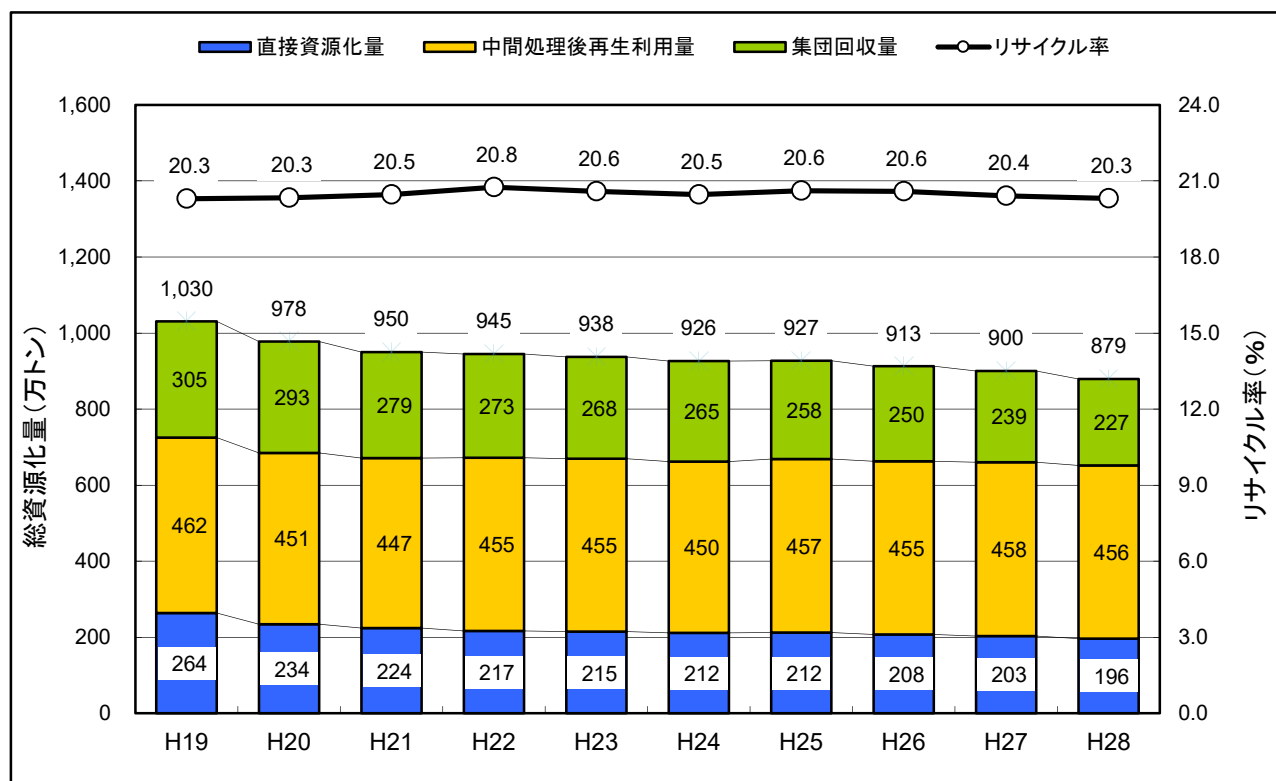
(3) リサイクルの状況

市区町村等において分別収集により直接資源化された量及び中間処理後に再生利用された量の合計は652万トン、住民団体等の集団回収により資源化された量は227万トンである（図－6）。



図－6 資源化量の品目別内訳

市区町村等による資源化と住民団体等による集団回収とを合わせた総資源化量は879万トン、リサイクル率^{注10)}は20.3%である。総資源化量は平成27年度と比べ若干減少し、リサイクル率は横ばいである。
(図－7)



図－7 総資源化量とリサイクル率^{注10)}の推移

$$\text{注10) リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

(参考)

家電4品目の家電処理量及び家電再商品化量^{注9)}を考慮した場合のリサイクル率

$$\begin{aligned} \text{リサイクル率 (\%)} &= \frac{\text{直接資源化量}^{\text{注11)}} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量} + \text{家電再商品化量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量} + \text{家電処理量}} \times 100 \\ &= 21.0\% \end{aligned}$$

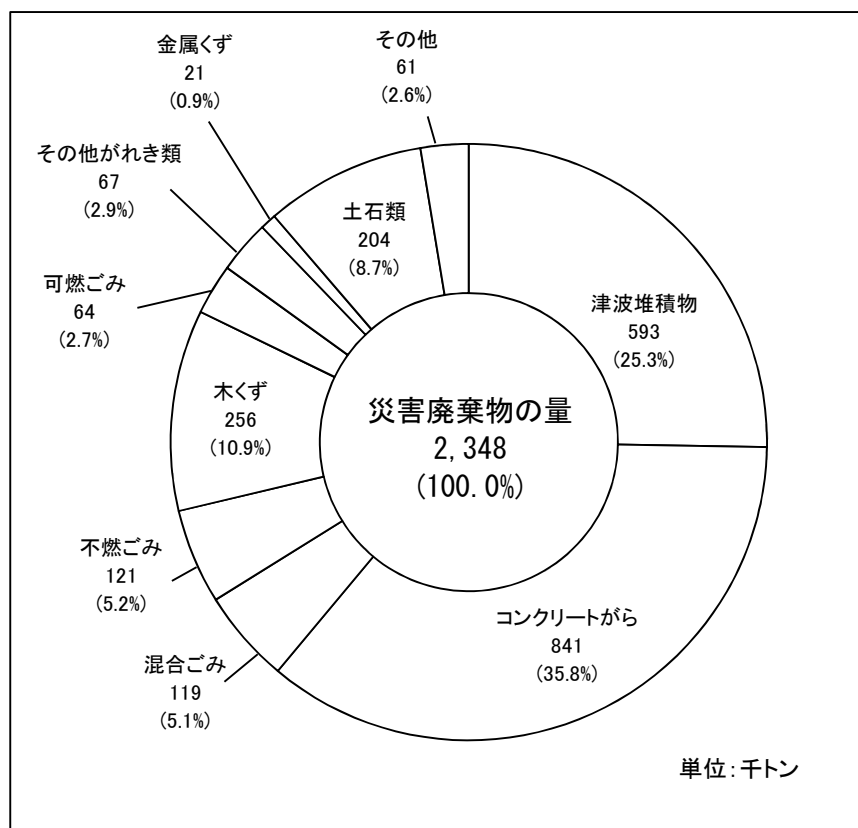
ごみ燃料化をエネルギー回収とし、リサイクルから除いた場合のリサイクル率

$$\begin{aligned} \text{リサイクル率 (\%)} &= \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量 (ごみ燃料化を除く)} + \text{集団回収量} + \text{家電再商品化量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量} + \text{家電処理量}} \times 100 \\ &= 20.2\% \end{aligned}$$

注11) 「直接資源化量」は平成10年度実態調査より新たに設けられた項目であり、平成9年度までは、「中間処理後再生利用量」に計上されていた。

(4) 災害廃棄物の状況

災害廃棄物処理事業国庫補助金の適用を受けて処理を行った災害廃棄物の量は235万トンである(図－8)。



図－8 災害廃棄物の内訳

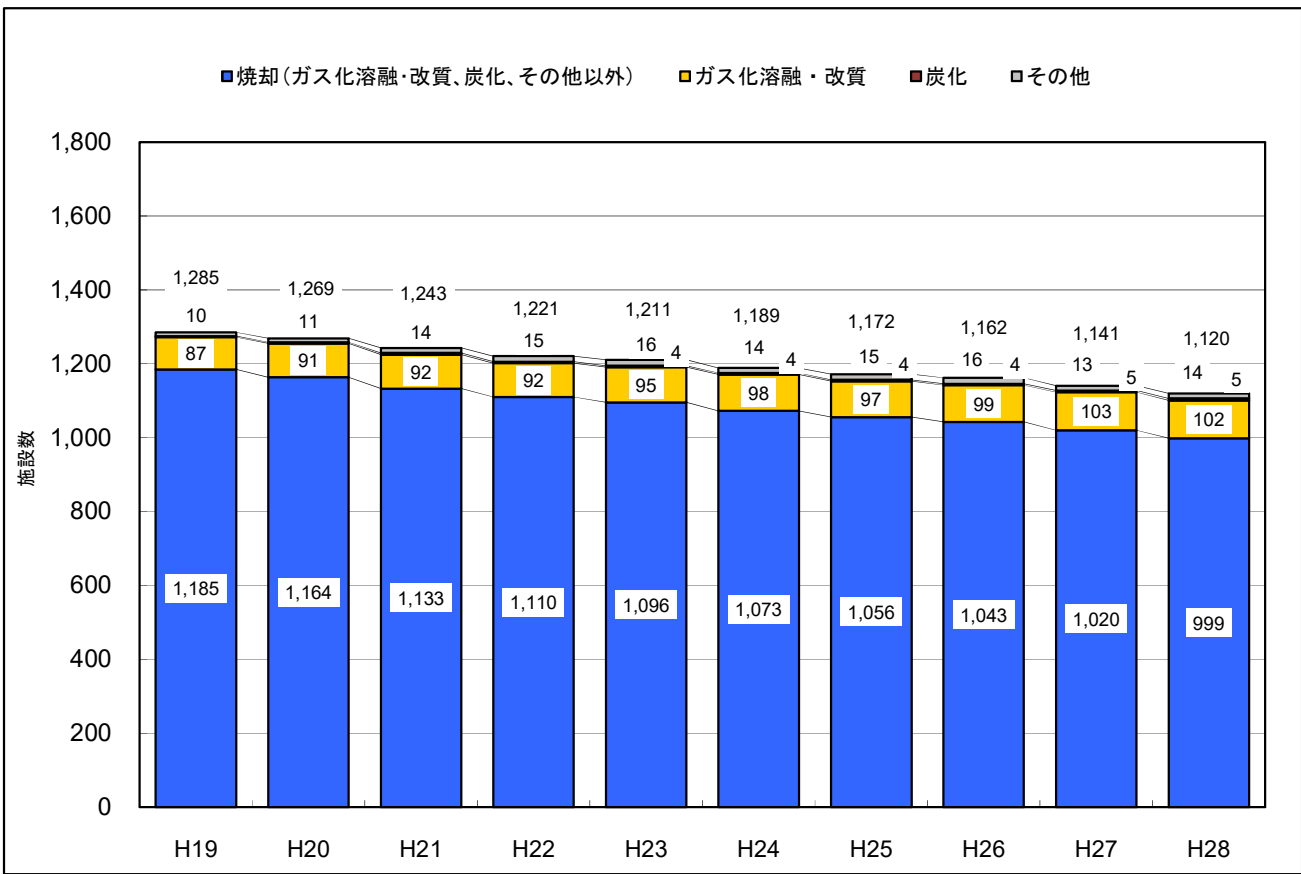
2. ごみ焼却施設の整備状況（着工ベース）

平成28年度末現在のごみ焼却施設数は1,120施設（うち平成28年度中の新設は37施設）であり、処理能力の合計は180,497トン/日である（表－1）。図－9、10に施設数及び処理能力の推移を、図－11に施設規模別の内訳を示す。

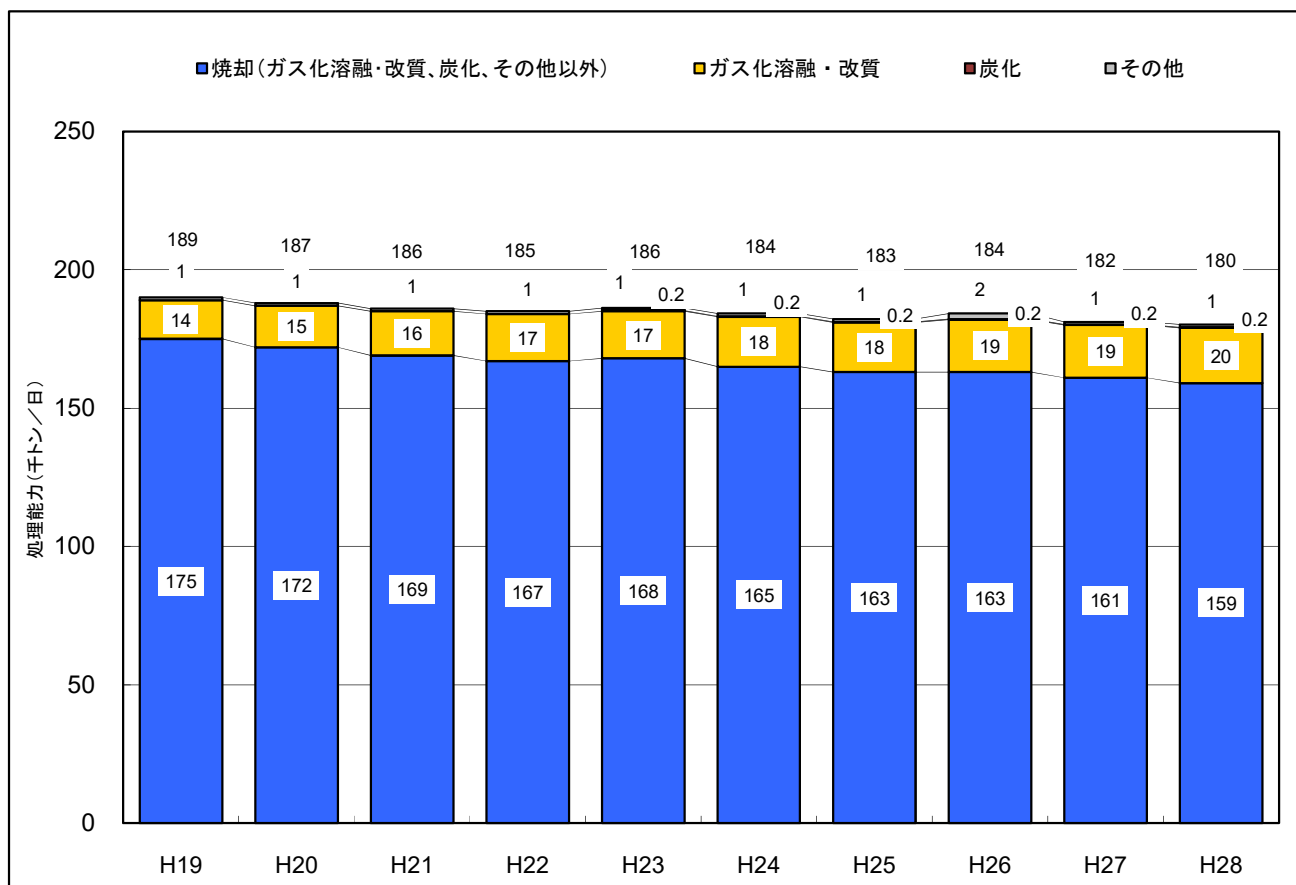
表－1 ごみ焼却施設の種別施設数・処理能力

施設の種類	(処理能力:トン/日)				
	焼却(ガス化溶融・改質、炭化、その他以外)	ガス化溶融・改質	炭化	その他	合計
施設数	999 (1,020)	102 (103)	5 (5)	14 (13)	1,120 (1,141)
処理能力	159,439 (161,140)	19,524 (19,412)	206 (206)	1,328 (1,133)	180,497 (181,891)

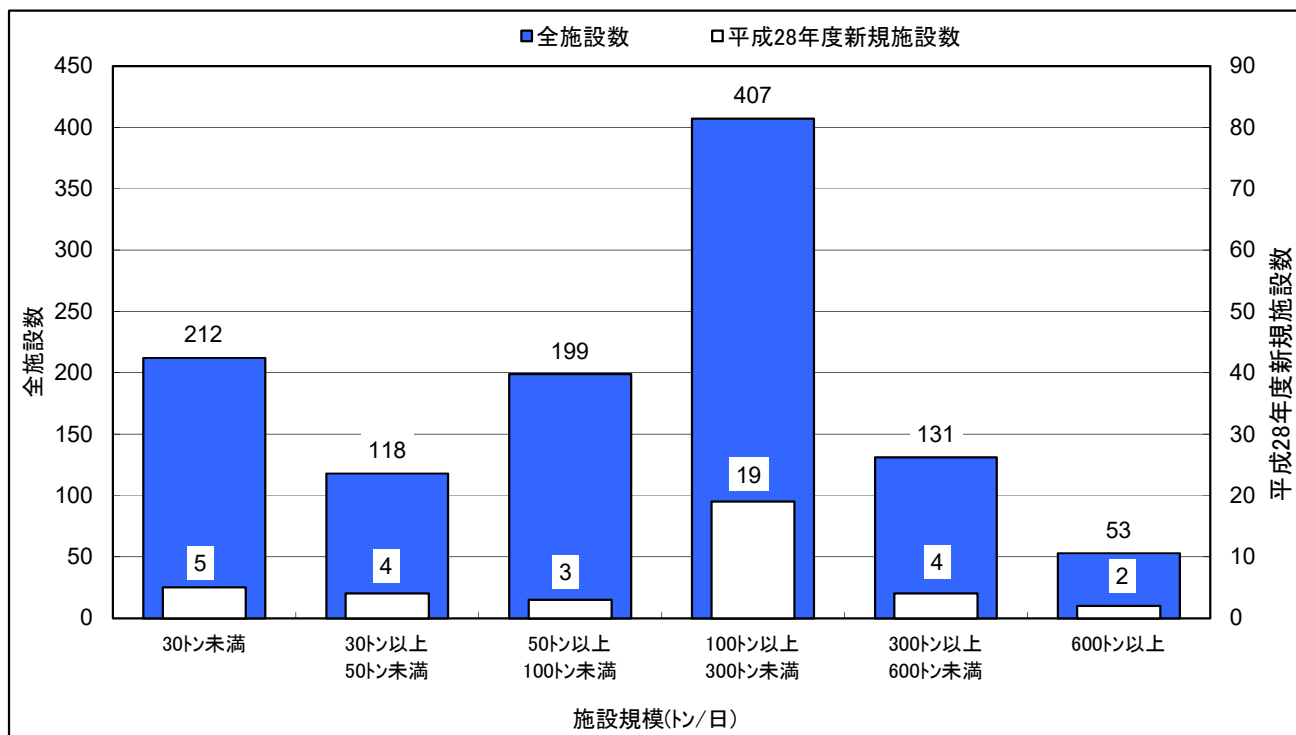
※（ ）内は平成27年度の数値を示す。



図－9 ごみ焼却施設の種別施設数の推移



図－１０ ごみ焼却施設の種別別処理能力の推移



図－１１ ごみ焼却施設の規模別施設数

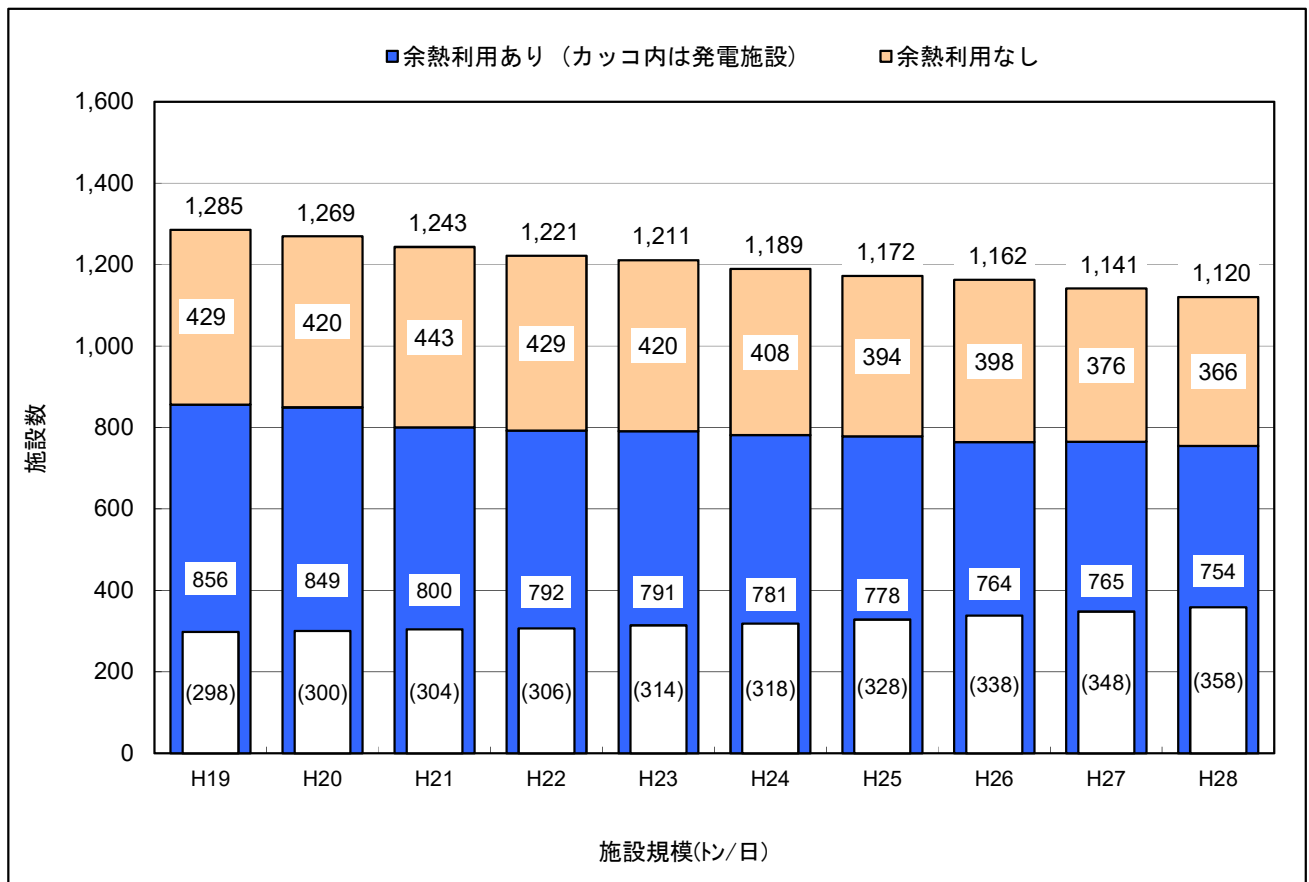
余熱の利用については、全体の67.3%の754施設で実施されており、具体的な利用方法としては、発電をはじめ、施設内の暖房・給湯での利用や、施設外での利用として温水プール等への温水・熱供給、地域への熱供給等がある（表－２、図－１２）。

表－２ ごみ焼却施設の余熱利用状況 注12)

余熱利用 の状況		余熱利用あり							余熱利用 無し
		場内温水	場外温水	場内蒸気	場外蒸気	場内発電	場外発電	その他	
施設数	754 (765)	657 (670)	208 (216)	246 (253)	96 (98)	352 (346)	299 (297)	38 (39)	366 (376)

※（ ）内は平成27年度の数値を示す。

注12) 重複回答のため施設数の合計と一致しない。



図－１２ ごみ焼却施設の余熱利用の推移

発電設備を有する施設は358施設で全ごみ焼却施設の32.0%を占め、発電能力の合計は1,981MWである（表－３）。また、総発電電力量8,762GWhであり、約295万世帯分 注13) の年間電力使用量に相当する。

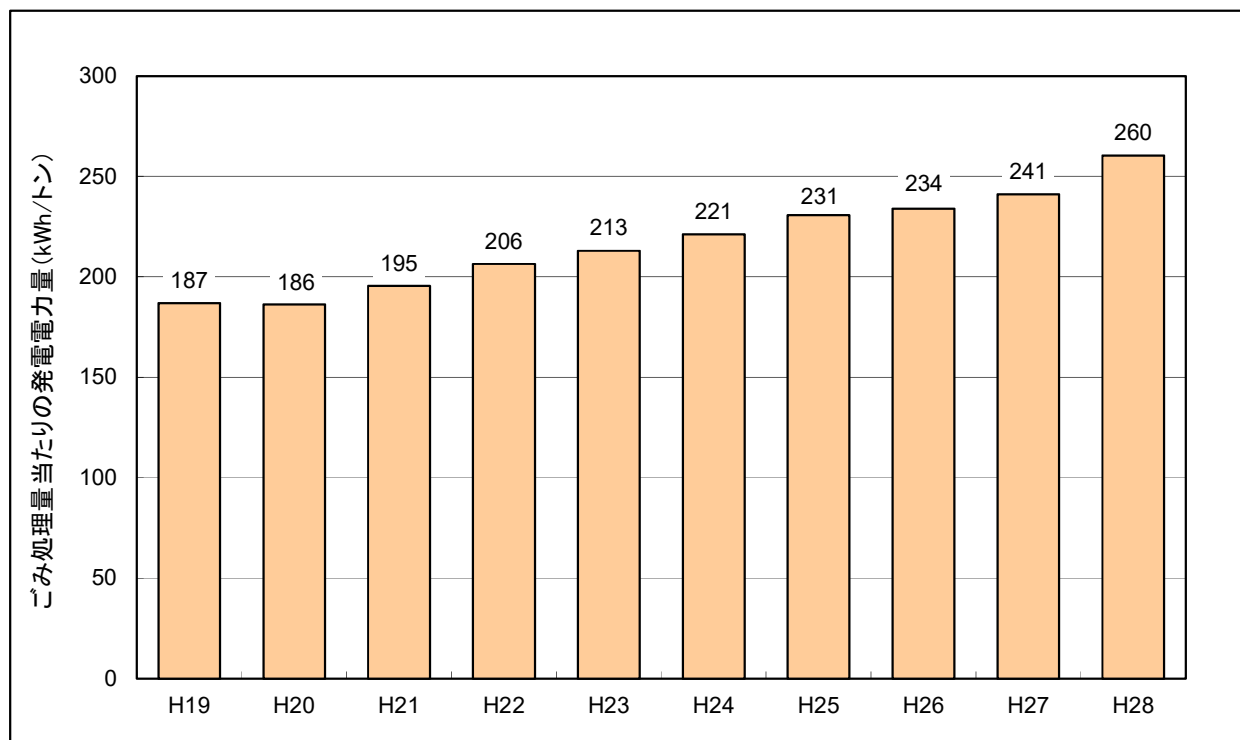
注13) 電気事業連合会の推計値（一世帯当たりの電力消費量247.8kWh/月(平成27年度)）をもとに算出。

表－３ ごみ焼却施設の発電の状況

発電施設数	358	(348)
総発電能力 (MW)	1,981	(1,934)
発電効率 (平均) (%)	12.81	(12.59)
総発電電力量 (GWh)	8,762	(8,175)

※（ ）内は平成27年度の数値を示す。

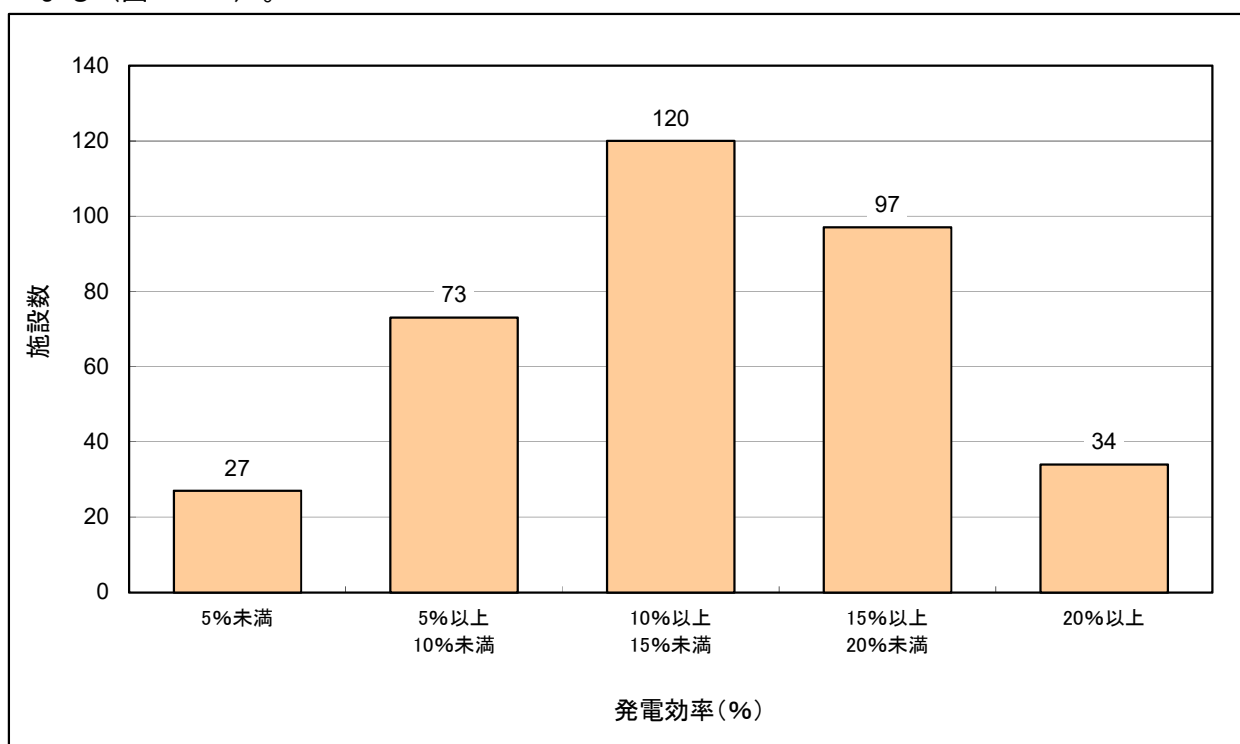
また、ごみ焼却施設（発電設備の有無を問わない）の年間処理量と年間総発電電力量から求められるごみ処理量当たりの発電電力量は、増加傾向にある（図－１３）。



図－１３ ごみ処理量当たりの発電電力量 ^{注14)}

注14) ごみ処理量当たりの発電電力量 (kWh/トン) =
$$\frac{\text{ごみ焼却施設における年間総発電電力量 (kWh)}}{\text{ごみ焼却施設におけるごみの年間処理量 (トン)}}$$

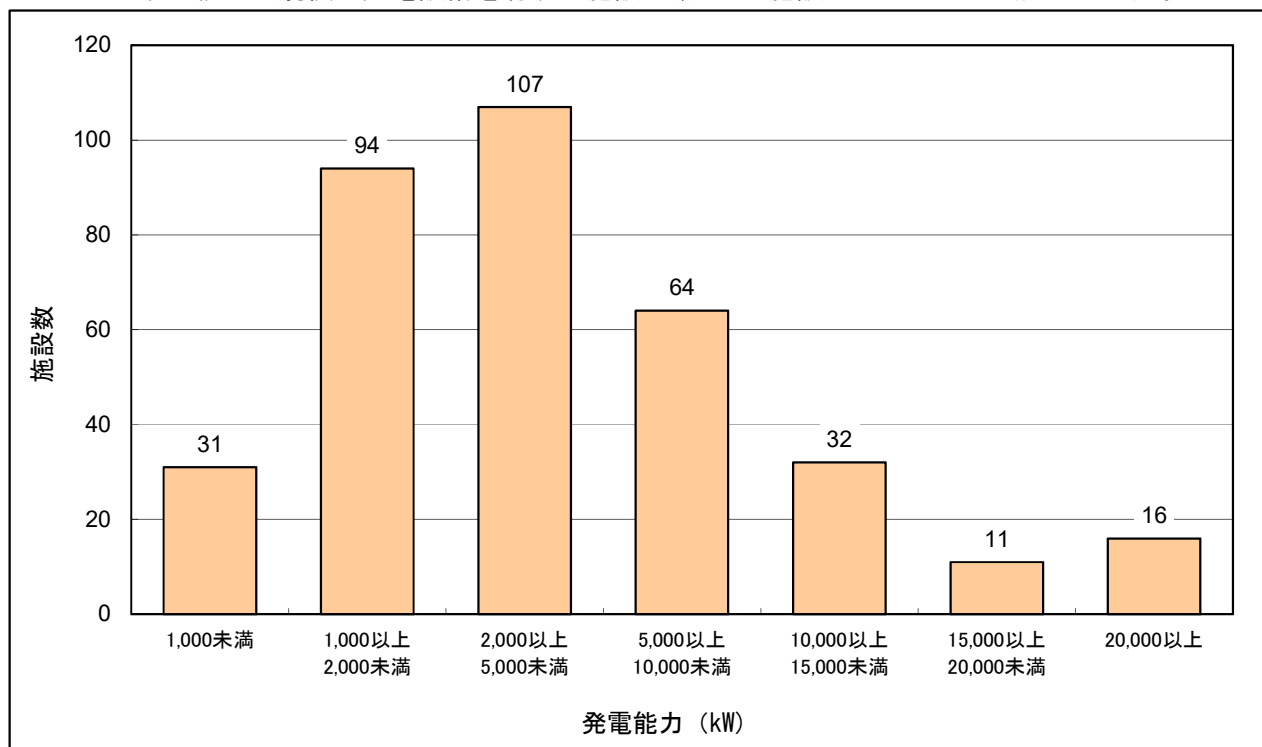
発電設備を有する施設のうち、発電効率が10%以上の施設は251施設（27年度232施設）であり、全体の70%（27年度69%）を占める。うち、発電効率が20%以上の施設は34施設（27年度28施設）にとどまる（図－１４）。



図－１４ ごみ焼却施設の発電効率別の施設数 ^{注15)}

注15) 発電施設358施設のうち、有効回答があった351施設を対象としている。

発電能力が5,000kW未満の施設は232施設であり、全体の65%を占める。このうち、2,000kW未満^{注16)}という比較的小規模な発電設備を有する施設の数125施設となっている（図－15）。

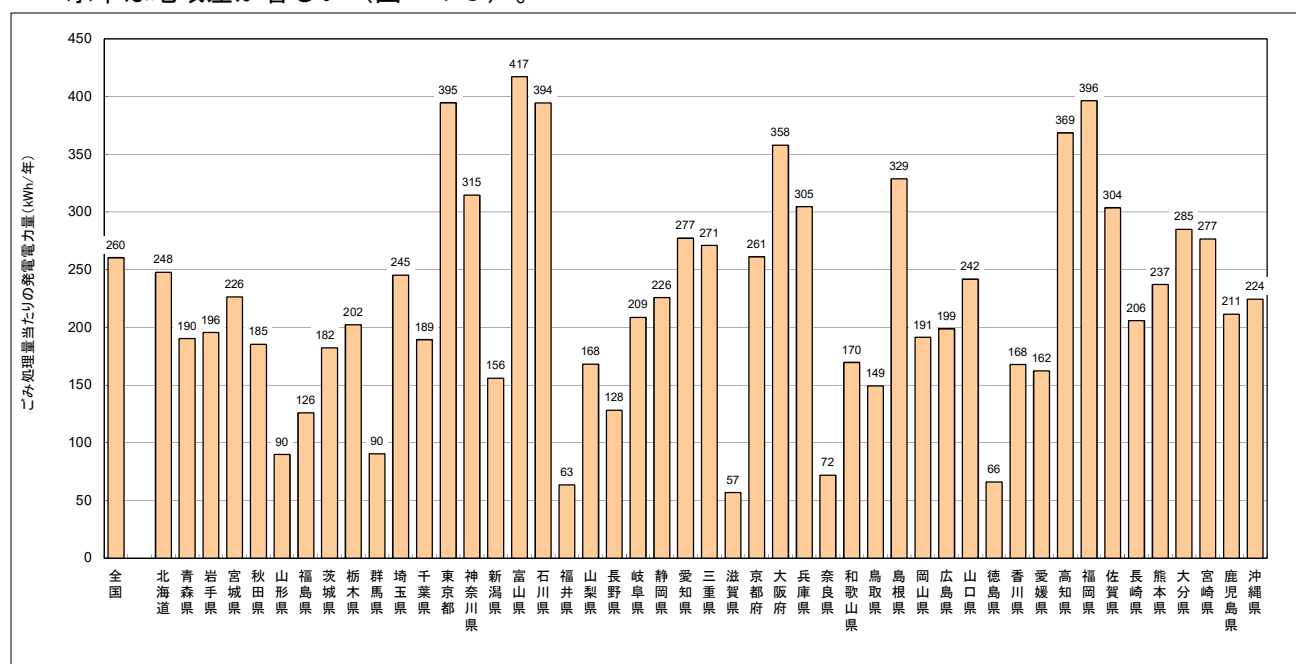


図－15 ごみ焼却施設の発電能力別の施設数^{注17)}

注16) 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（平成28年7月、資源エネルギー庁）によると、「発電設備等の一設置者当たりの電力容量が原則として2,000kW未満の発電設備等は一定の技術要件を満たす場合には、高圧配電線と連系することができる。」とされている。

注17) 発電施設358施設のうち、有効回答があった355施設を対象としている。

各都道府県におけるごみ焼却施設（発電設備の有無を問わない）の年間処理量と年間総発電電力量から、ごみ処理量当たりの発電電力量を比較すると、地域でばらつきが大きく、ごみ発電の整備水準は地域差が著しい（図－16）。



図－16 都道府県別のごみ処理量当たりの発電電力量

3. 最終処分場の整備状況

(1) 残余年数と残余容量

平成28年度末現在、一般廃棄物最終処分場は1,661施設（うち平成28年度中の新設は16施設で、稼働前の9施設を含む。）、残余容量は99,963千 m^3 であり、減少傾向である。

残余年数^{注18)}は全国平均で20.5年である。（表－4、図－17）。

大都市圏における残余年数の状況については、首都圏^{注19)}では22.3年（27年度22.3年）、近畿圏^{注19)}では19.8年（27年度18.9年）であった。

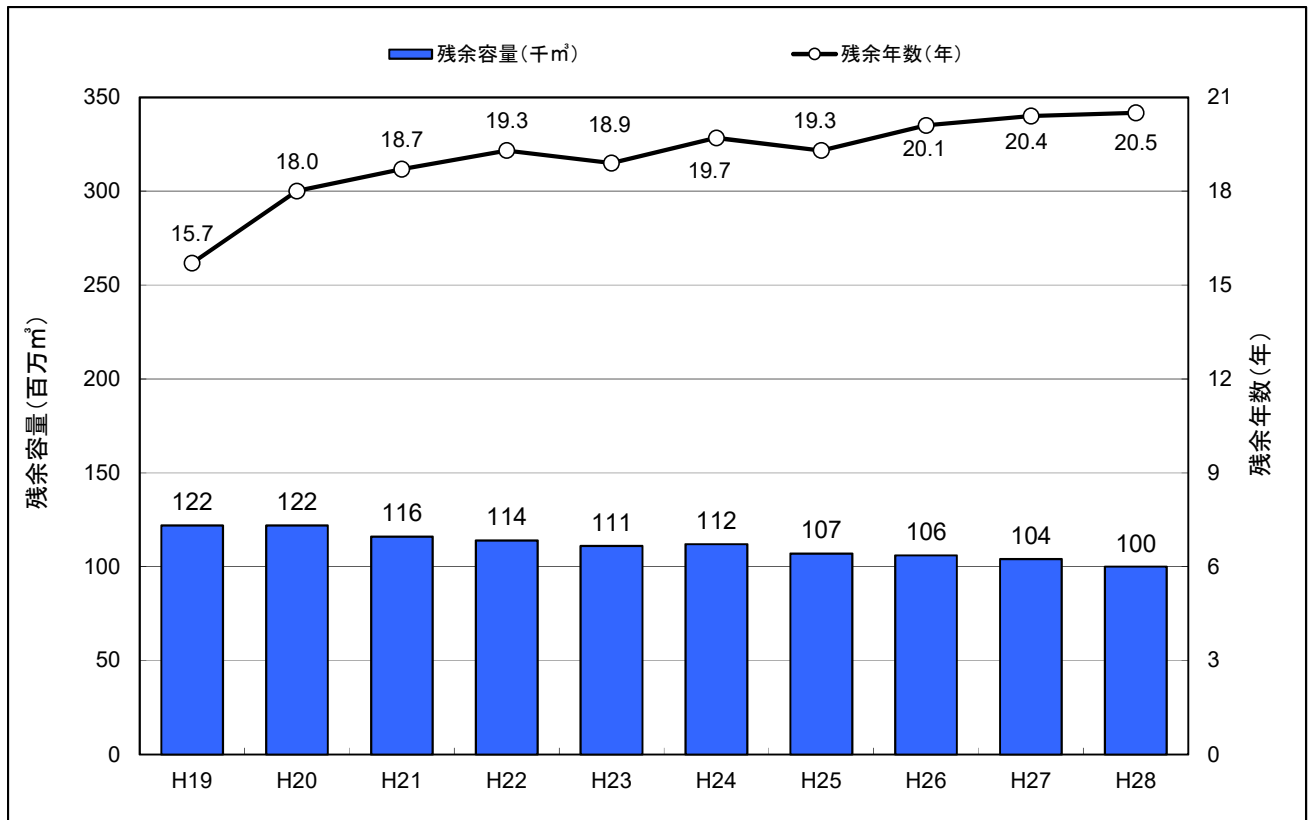
注18) 残余年数とは、新規の最終処分場が整備されず、当該年度の最終処分量により埋立が行われた場合に、埋立処分が可能な期間（年）をいい、以下の式により算出される。

$$\text{残余年数} = \frac{\text{当該年度末の残余容量}}{\text{当該年度の最終処分量} \div \text{埋立ごみ比重}} \quad (\text{埋立ごみ比重は } 0.8163 \text{ とする。})$$

注19) 首都圏とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県をいう。
近畿圏とは、三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。

表－４ 一般廃棄物最終処分場の施設数と残余年数の推移

区分 年度	最終処分場数					埋立面積 (千㎡)	全体容量 (千㎡ ³)	残余容量 (千㎡ ³)	残余年数 (年)
	山間	海面	水面	平地	計				
平成19年度	1,332	23	14	462	1,831	44,949	449,458	122,015	15.7
平成20年度	1,321	26	11	465	1,823	45,237	455,788	121,842	18.0
平成21年度	1,298	28	9	465	1,800	45,301	461,095	116,044	18.7
平成22年度	1,281	26	10	458	1,775	45,059	460,610	114,458	19.3
平成23年度	1,274	26	9	463	1,772	45,111	461,086	111,346	18.9
平成24年度	1,262	26	9	445	1,742	45,314	459,004	112,255	19.7
平成25年度	1,243	25	9	446	1,723	44,125	464,829	107,410	19.3
平成26年度	1,223	26	9	440	1,698	44,077	467,174	105,824	20.1
平成27年度	1,210	25	9	433	1,677	44,347	464,788	104,044	20.4
平成28年度	1,194	25	10	432	1,661	43,875	468,395	99,963	20.5



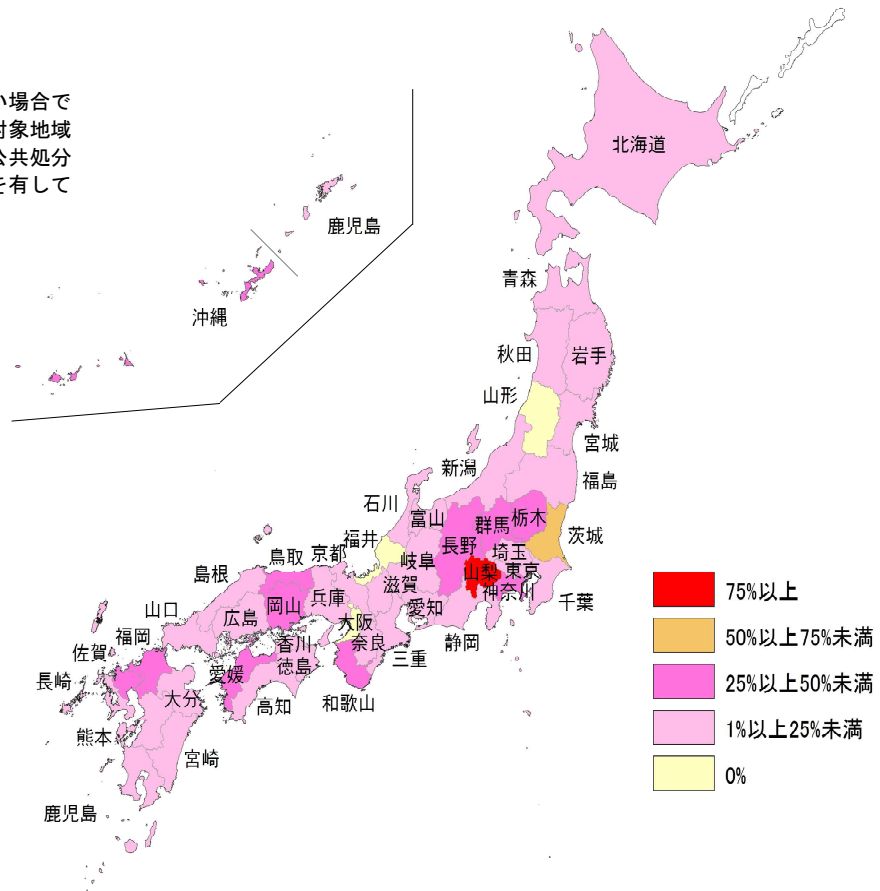
図－１７ 一般廃棄物最終処分場の残余容量と残余年数の推移

最終処分場の整備状況は、各都道府県単位で見ると地域的な偏りが大きい（図－１８、１９）。

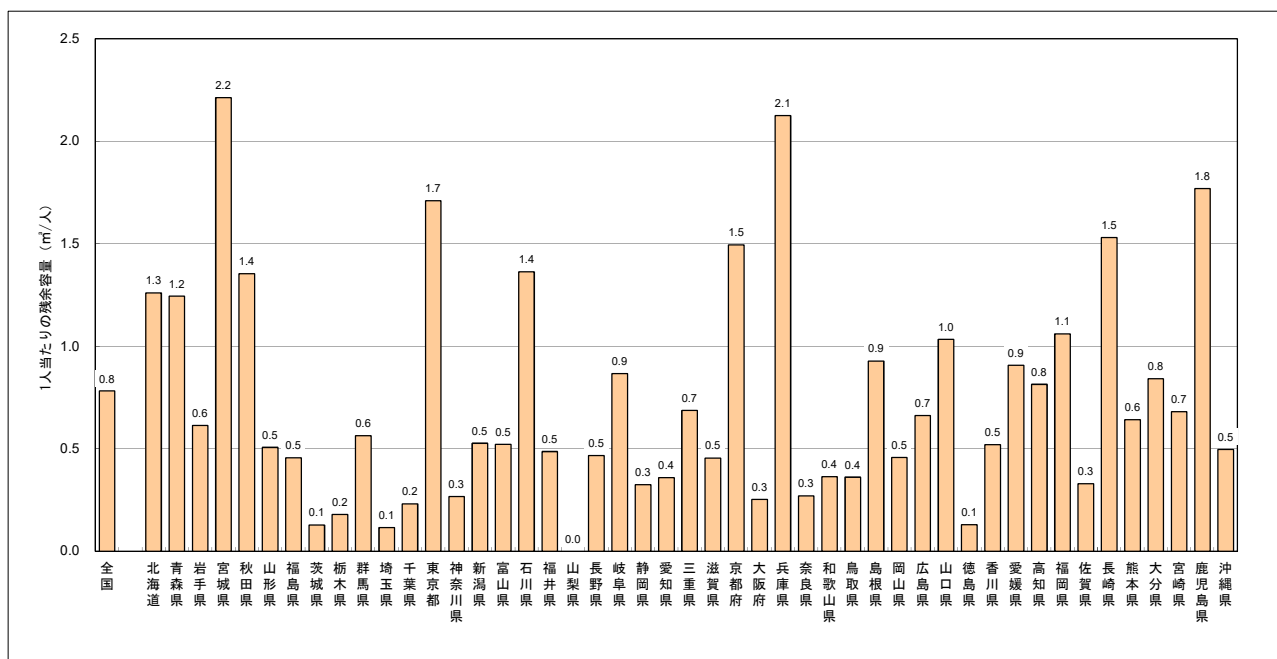
最終処分場を有していない市区町村^{注20)}：297(全市区町村数1,741の17.1%)

注20) 「最終処分場を有しない市町村」とは、当該市町村として最終処分場を有しておらず、民間の最終処分場に埋立を委託している市町村を言う。

(ただし、最終処分場を有していない場合であっても、大阪湾フェニックス計画対象地域の市町村及び他の市町村・公社等の公共処分場に埋立している場合は最終処分場を有しているものとして計上している。)



図－１８ 一般廃棄物最終処分場を有していない市町村の割合



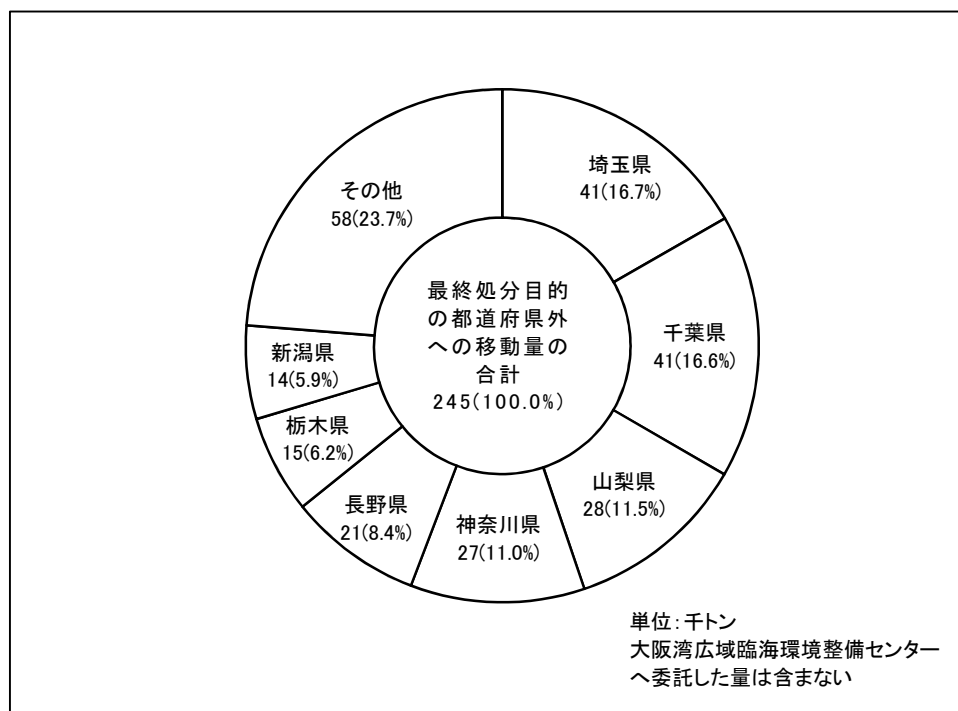
図－１９ 都道府県別の一人当たりの残容量

(2) 最終処分を目的とした一般廃棄物の都道府県の区域を越える広域移動の状況

平成28年度に、都道府県外の施設に最終処分を目的として搬出された一般廃棄物の合計は、245千トン（最終処分量全体の6.2%）である。

埼玉県、千葉県、山梨県、神奈川県、長野県、栃木県及び新潟県の7県で187千トンであり、全体の76%を占めている（図－20）。

関東ブロックで12.9%の廃棄物が、中部ブロックで14.1%の廃棄物が都道府県外に搬出されている。これらのブロックでは最終処分場の確保が十分でなく、一般廃棄物の都道府県外への移動が見られる状況である（表－5、図－21）。

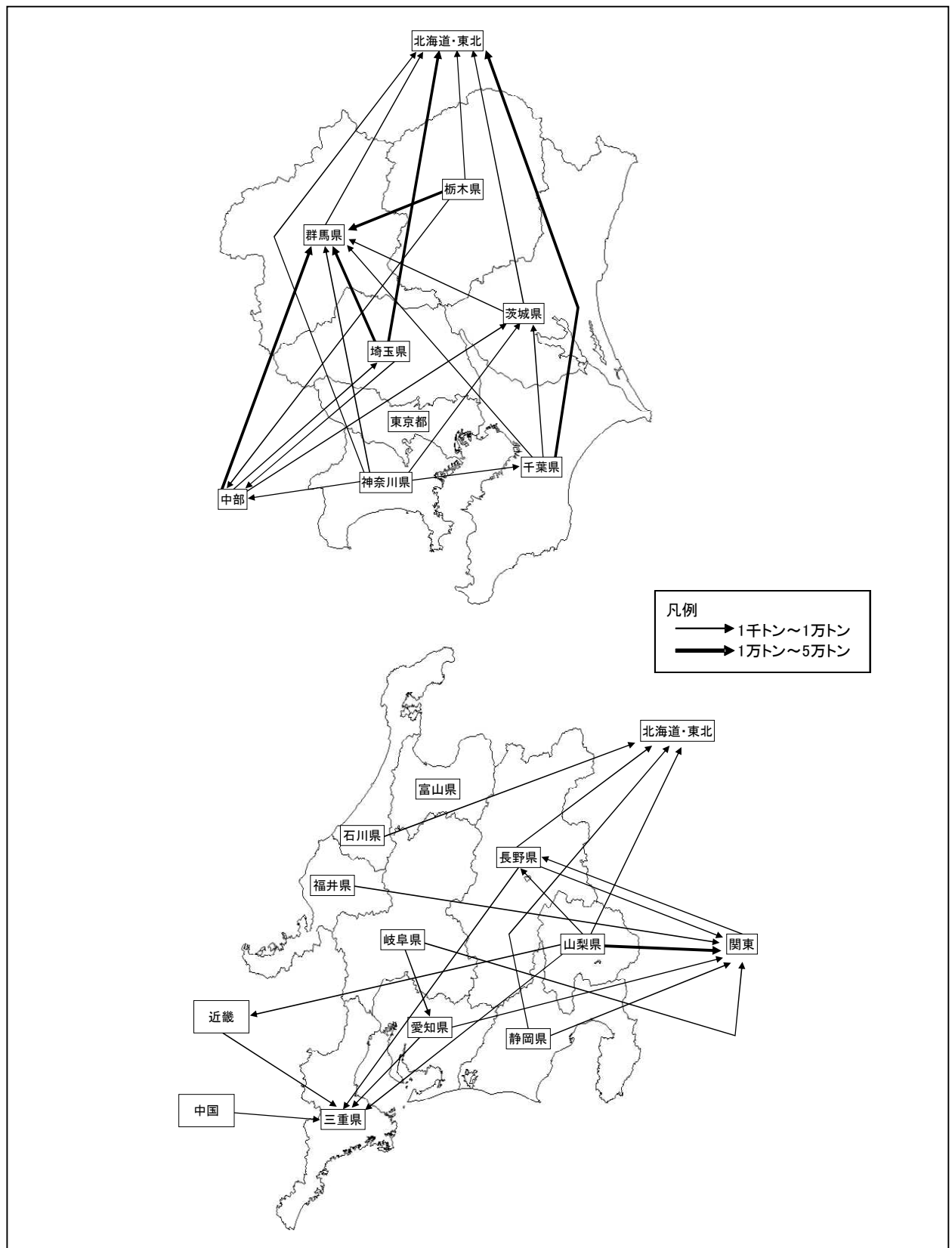


図－20 最終処分を目的とした一般廃棄物の広域移動の状況

表－5 最終処分量の都道府県外への移動状況

(単位：千トン)

ブロック名	最終処分量 ①	都道府県外への移動量	
		②	②/①
北海道・東北	754	17	2.3%
関東	1,058	136	12.9%
中部	545	77	14.1%
近畿	831	6	0.7%
中国	201	3	1.6%
四国	119	3	2.2%
九州・沖縄	472	2	0.5%
合計	3,980	245	6.1%



図ー21 関東、中部ブロックの広域移動状況

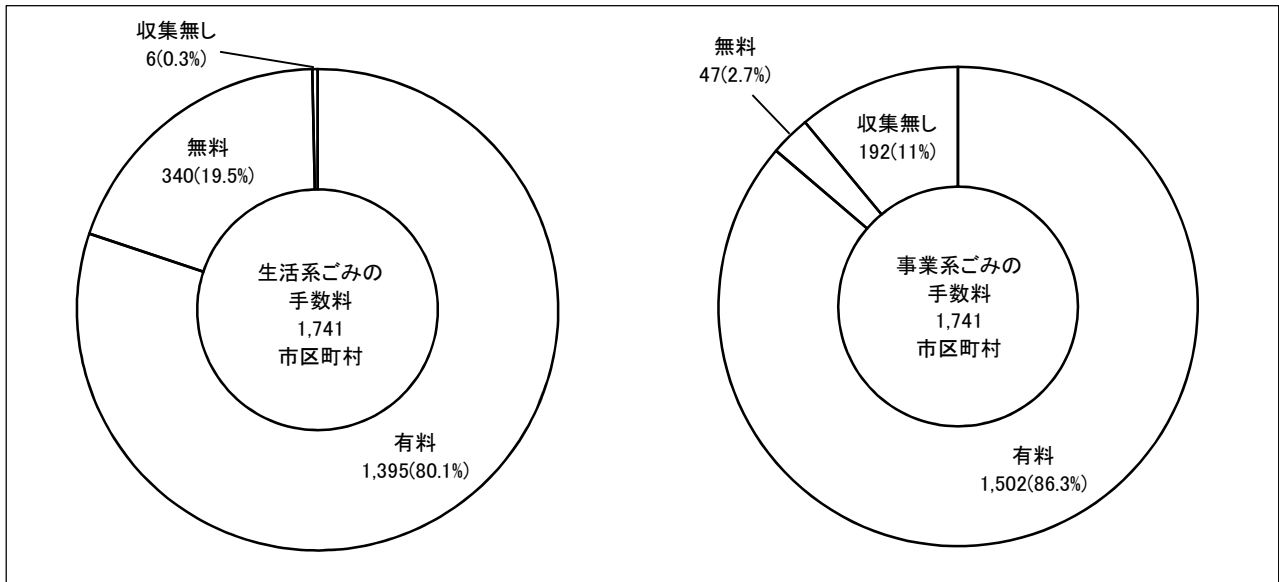
(参考)

- 最終処分場については、関東、中部ブロックにおいて、ブロック内での十分な処分先の確保が出来ていないことが明らかになっている。
- ブロック内での安定的な最終処分場の確保や、溶融スラグ化して公共工事に再生利用すること等による最終処分量の削減が急務となっている。

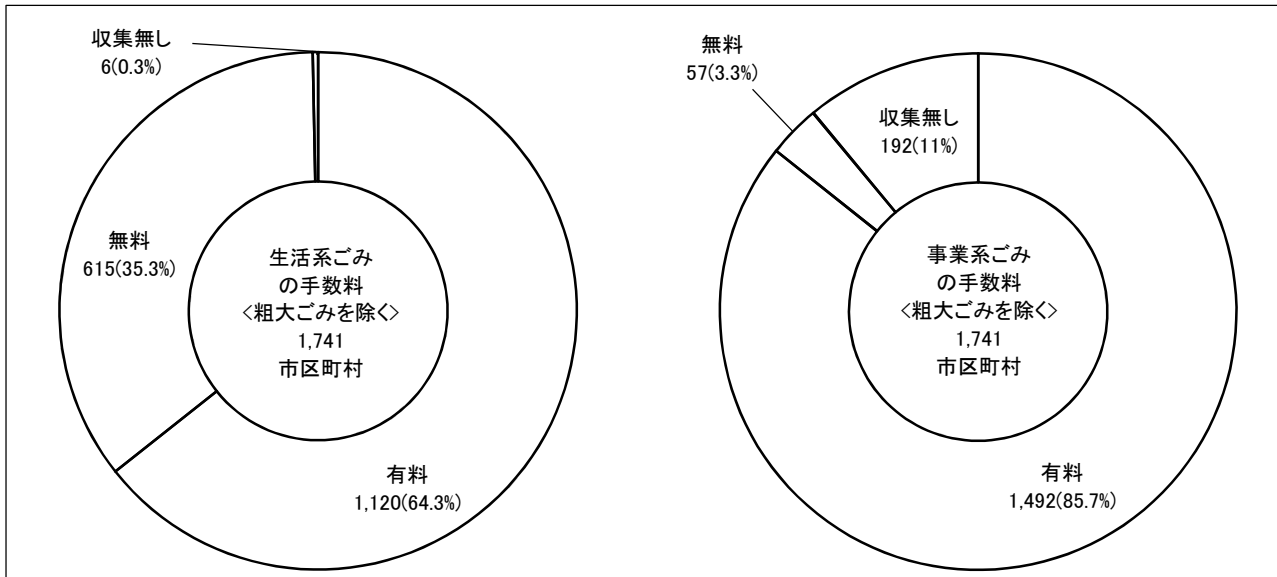
4. ごみ収集手数料の状況

ごみ収集について、収集区分の一部又は全部を有料化している市区町村は、生活系ごみに関しては1,741市区町村（27年度1,741市区町村）のうち、80.1%（1,395市区町村）（27年度79.7%（1,387市区町村））、事業系ごみに関しては86.3%（1,502市区町村）（27年度85.9%（1,495市区町村））である（図－22）。

粗大ごみを除いた場合、収集区分の一部又は全部を有料化している市区町村は、生活系ごみに関しては、64.3%（1,120市区町村）（27年度64.3%（1,119市区町村））、事業系ごみに関しては85.7%（1,492市区町村）（27年度85.4%（1,487市区町村））である（図－23）。



図－22 ごみ収集手数料の有料化の状況



図－23 ごみ収集手数料の有料化の状況（粗大ごみを除く）

Ⅱ し尿処理

1. 水洗化の状況

総人口12,792万人のうち、水洗化人口^{注21)}は12,099万人(94.6%)(27年度12,077万人(94.3%))である。うち、浄化槽人口^{注22)}が2,593万人(20.3%)(27年度2,631万人(20.5%))、公共下水道人口が9,506万人(74.3%)(27年度9,446万人(73.8%))となっている。一方、非水洗化人口は693万人(5.4%)(27年度727万人(5.7%))である(図-24)。なお、平成24年度以降は総人口に外国人人口を含んでいる。

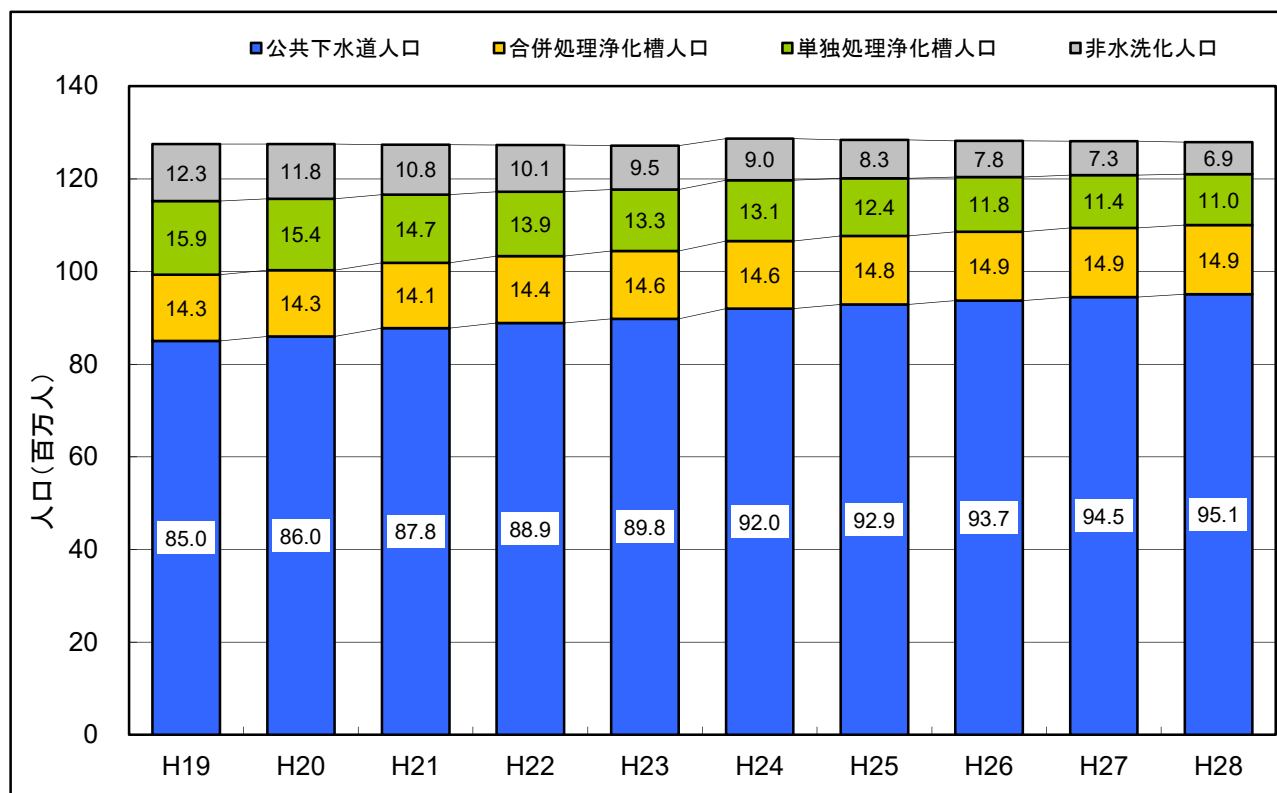


図-24 し尿処理形態の推移^{注23)}

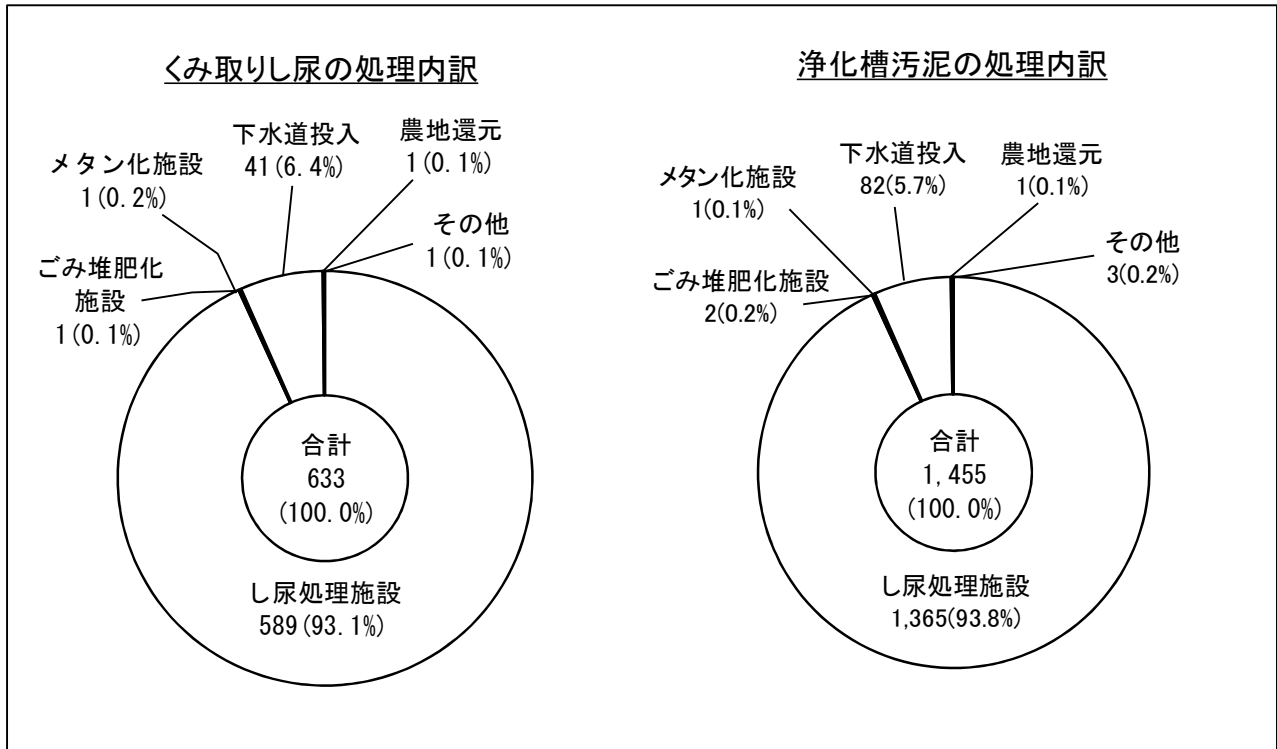
注21) 水洗化人口＝公共下水道人口＋浄化槽人口

注22) 浄化槽人口＝合併処理浄化槽人口（コミュニティ・プラント人口を含む。）＋単独処理浄化槽人口

注23) グラフ中の数値はそれぞれの構成人口（百万人）である。

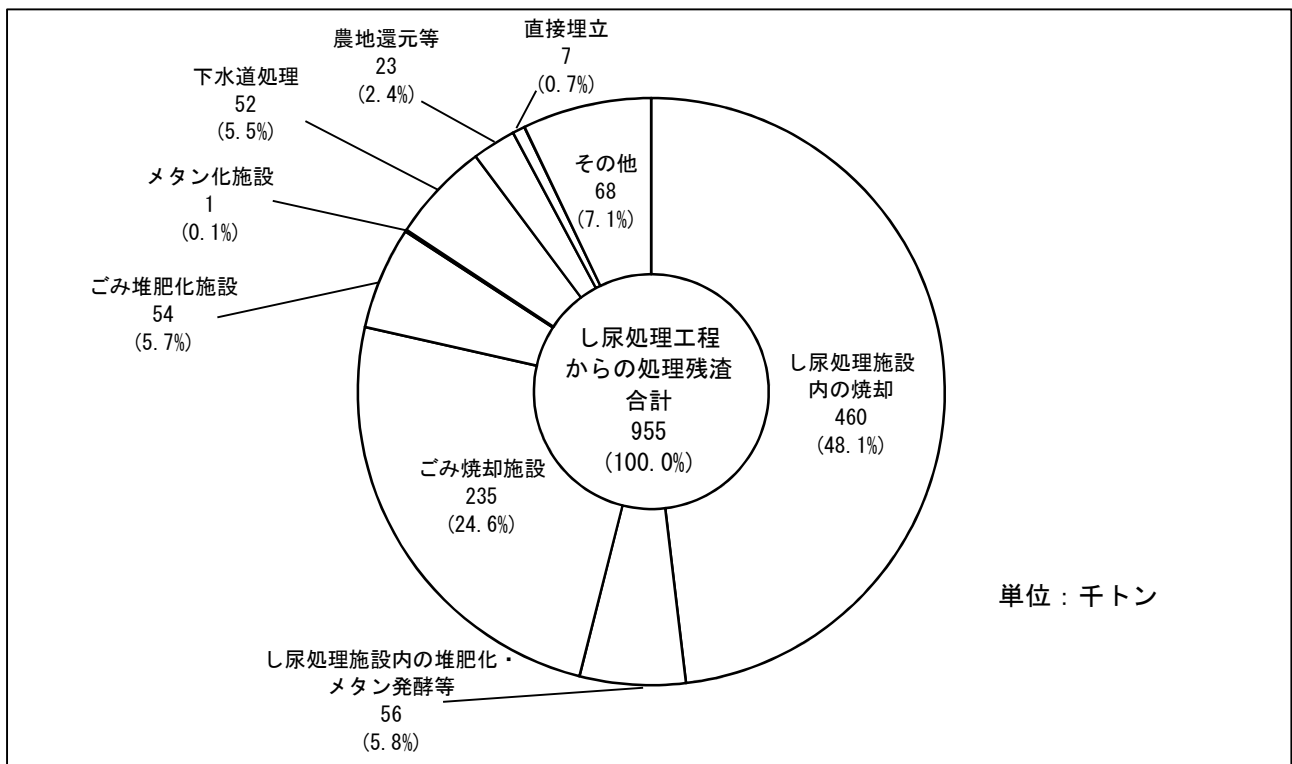
2. くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理状況

くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の計画処理量は合計で2,088万kℓ（27年度2,117万kℓ）であり、それぞれの内訳を図－25に示す。うち、し尿処理施設又は下水道投入によって処理された量は合計で2,077万kℓ（99.5%）（27年度2,106万kℓ（99.5%））である。



図－25 くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理内訳

し尿処理施設において処理された後に発生する残渣は96万トンであり、そのうち、し尿処理施設内又はごみ焼却施設で焼却処分された量は残渣全体の約73%となる。また、下水道処理が約6%ある。この他の残渣の一部は、堆肥化等により再資源化されている（図－26）。



図－26 し尿処理施設の処理工程からの処理残渣の処理内訳

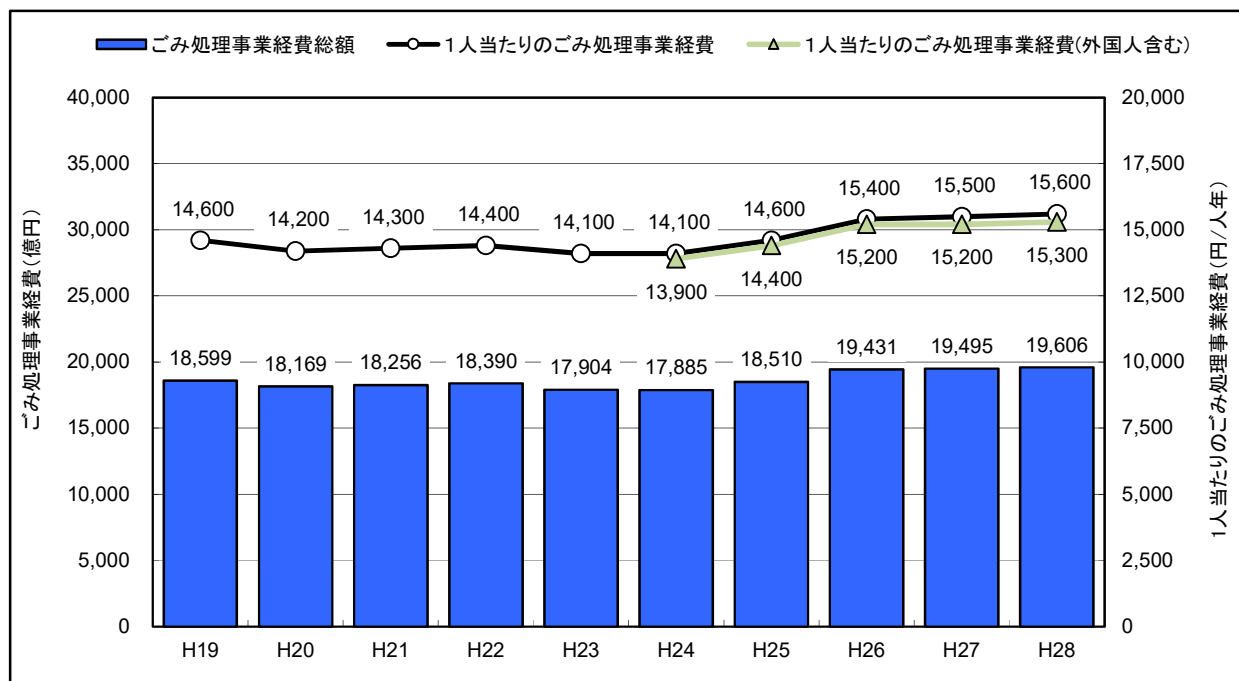
Ⅲ 廃棄物処理事業経費の状況 注24)

市区町村及び一部事務組合が、一般廃棄物の処理に要した経費（ごみ処理事業経費及びし尿処理事業経費の合計）は、21,848億円（27年度 21,771億円）である。

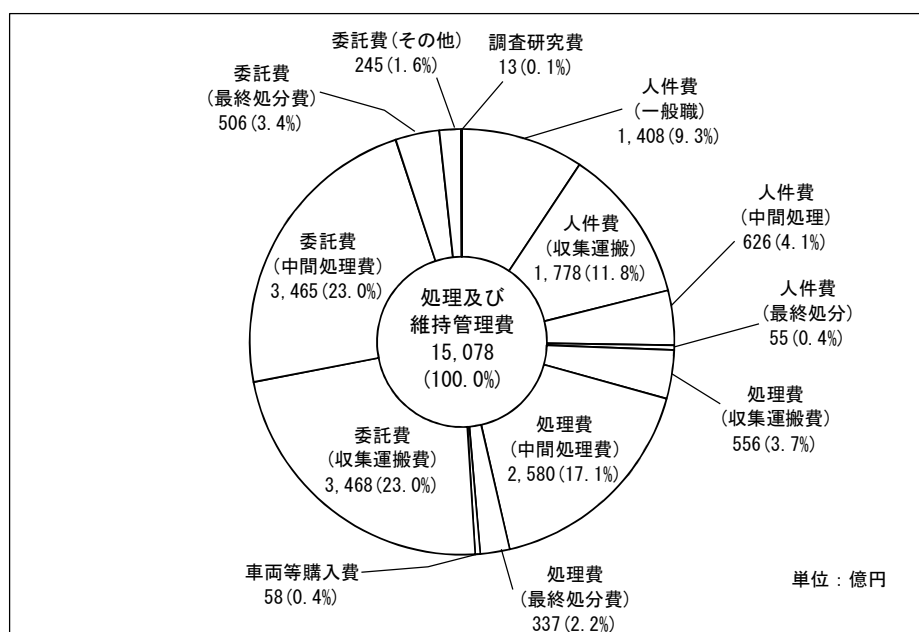
注24) 平成23年度以降は、国庫補助金交付要綱の適用を受けた災害廃棄物処理に係る経費を除く。平成22年度以前には当該経費が含まれている。

1. ごみ処理事業経費

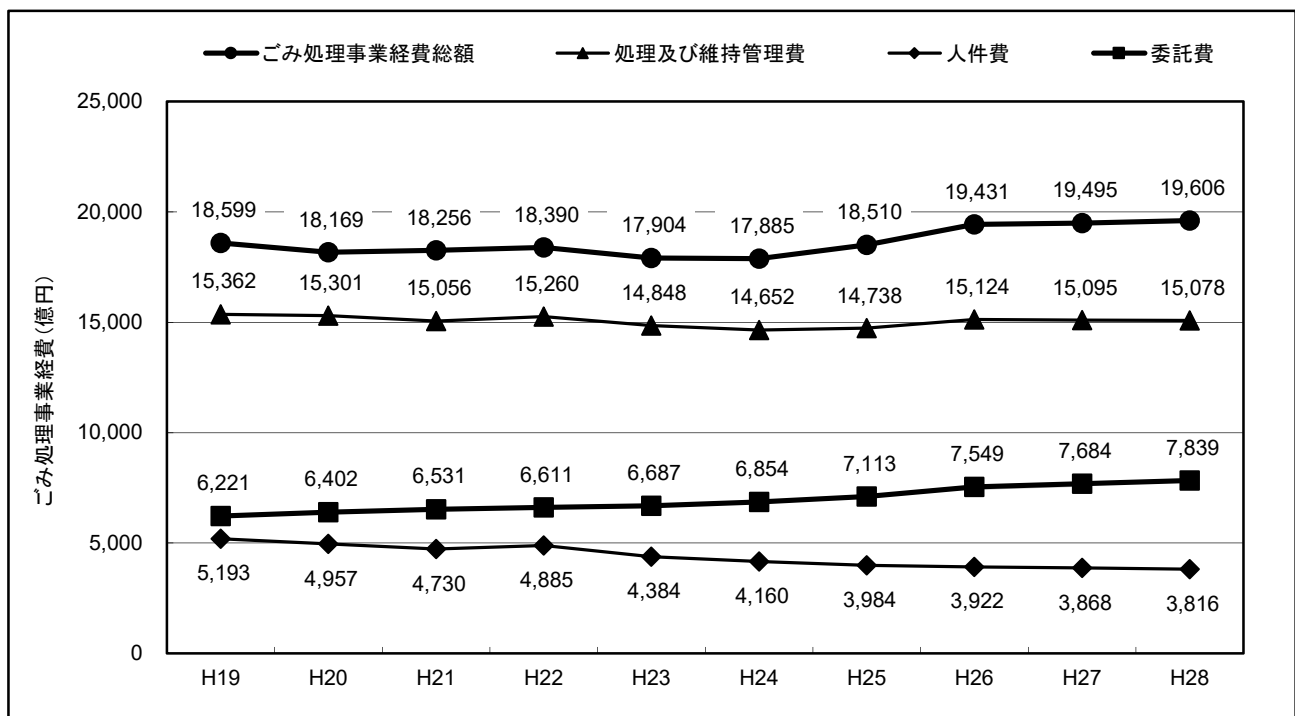
ごみ処理事業経費は、19,606億円であり、国民1人当たりに換算すると、15,300円（参考：平成23年度までと同様に外国人人口を含まない場合は、15,600円）となる（図－27）。平成15年度から微減傾向にあったが、ダイオキシン類対策を行った施設の更新需要が増え、平成25年度以降は増加している。平成15年度から平成24年度までの微減傾向は、平成12年1月に施行されたダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制の強化に対応するための中間処理施設の整備が完了し、建設改良費が減少したためである。



図－27 ごみ処理事業経費の推移



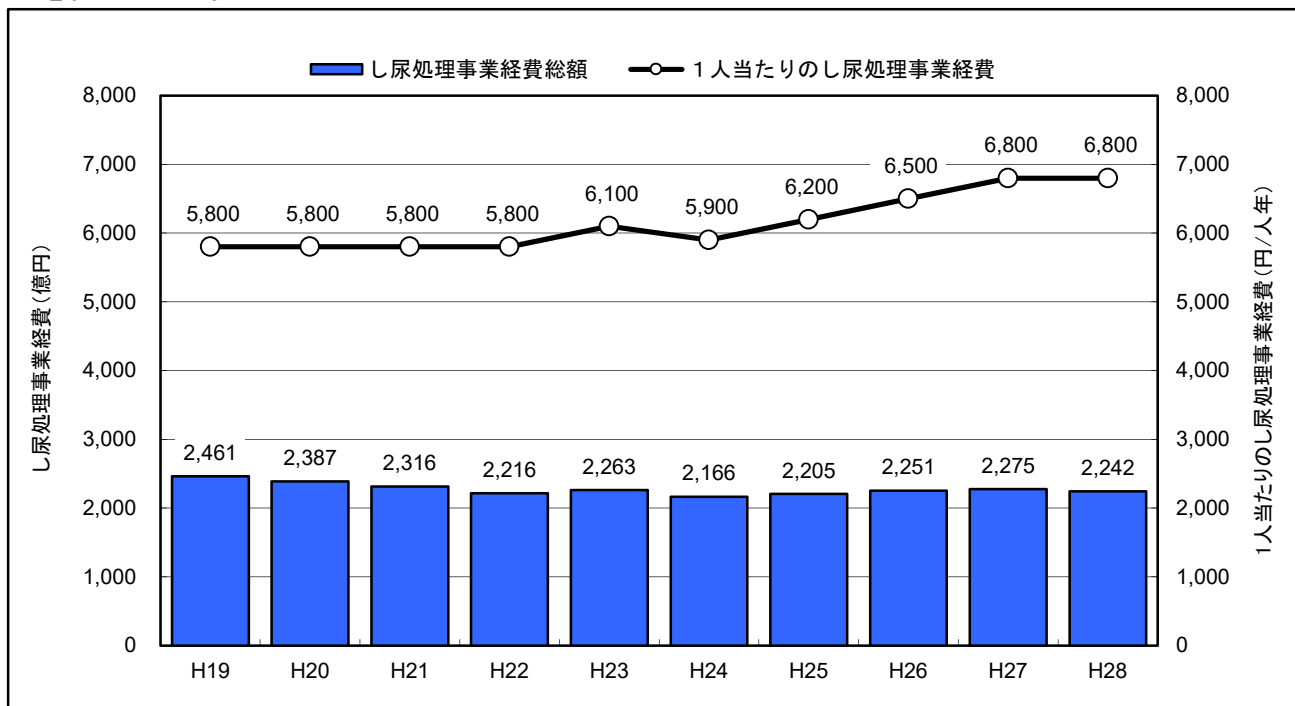
図－28 処理及び維持管理費の内訳



図－２９ 項目別ごみ処理事業経費の推移

２．し尿処理事業経費

し尿処理事業経費は、2,242億円であり、し尿処理対象人口（非水洗化人口及び浄化槽人口^{注25)}の合計）１人あたりに換算すると、6,800円となる（図－３０）。ただし、平成24年度以降は外国人口を含んでいる。



図－３０ し尿処理事業経費の推移

注25) 浄化槽人口＝合併処理浄化槽人口（コミュニティ・プラント人口を含む。）＋単独処理浄化槽人口

Ⅳ 3 R取組上位市町村

表ー6 リデュース(1人1日当たりのごみ排出量^{注26)})取組の上位10位市町村^{注27)}、^{注28)}、^{注29)}

人口10万人未満		人口10万人以上50万人未満		人口50万人以上	
平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度
1. 徳島県 神山町 300.7 ｸﾞﾗﾑ/人日	1. 徳島県 神山町 272.2 ｸﾞﾗﾑ/人日	1. 東京都 小金井市 622.7 ｸﾞﾗﾑ/人日	1. 東京都 小金井市 626.1 ｸﾞﾗﾑ/人日	1. 愛媛県 松山市 789.3 ｸﾞﾗﾑ/人日	1. 東京都 八王子市 815.3 ｸﾞﾗﾑ/人日
2. 長野県 川上村 302.7 ｸﾞﾗﾑ/人日	2. 奈良県 野迫川村 298.3 ｸﾞﾗﾑ/人日	2. 静岡県 掛川市 641.2 ｸﾞﾗﾑ/人日	2. 静岡県 掛川市 658.0 ｸﾞﾗﾑ/人日	2. 東京都 八王子市 799.1 ｸﾞﾗﾑ/人日	2. 愛媛県 松山市 817.5 ｸﾞﾗﾑ/人日
3. 長野県 南牧村 315.9 ｸﾞﾗﾑ/人日	3. 長野県 南牧村 325.6 ｸﾞﾗﾑ/人日	3. 東京都 日野市 661.1 ｸﾞﾗﾑ/人日	3. 東京都 日野市 673.9 ｸﾞﾗﾑ/人日	3. 広島県 広島市 840.8 ｸﾞﾗﾑ/人日	3. 広島県 広島市 853.6 ｸﾞﾗﾑ/人日
4. 長野県 泰阜村 335.9 ｸﾞﾗﾑ/人日	4. 長野県 川上村 327.2 ｸﾞﾗﾑ/人日	4. 静岡県 藤枝市 674.6 ｸﾞﾗﾑ/人日	4. 静岡県 藤枝市 682.0 ｸﾞﾗﾑ/人日	4. 京都府 京都市 846.1 ｸﾞﾗﾑ/人日	4. 神奈川県 横浜市 866.4 ｸﾞﾗﾑ/人日
5. 長野県 中川村 358.4 ｸﾞﾗﾑ/人日	5. 長野県 中川村 351.7 ｸﾞﾗﾑ/人日	5. 東京都 府中市 678.5 ｸﾞﾗﾑ/人日	5. 東京都 国分寺市 694.6 ｸﾞﾗﾑ/人日	5. 埼玉県 川口市 852.0 ｸﾞﾗﾑ/人日	5. 埼玉県 川口市 867.3 ｸﾞﾗﾑ/人日
6. 奈良県 野迫川村 379.6 ｸﾞﾗﾑ/人日	6. 長野県 平谷村 356.6 ｸﾞﾗﾑ/人日	6. 東京都 西東京市 687.2 ｸﾞﾗﾑ/人日	6. 東京都 府中市 695.3 ｸﾞﾗﾑ/人日	6. 神奈川県 横浜市 855.4 ｸﾞﾗﾑ/人日	6. 神奈川県 川崎市 884.0 ｸﾞﾗﾑ/人日
7. 宮崎県 高原町 380.3 ｸﾞﾗﾑ/人日	7. 長野県 泰阜村 371.7 ｸﾞﾗﾑ/人日	6. 東京都 国分寺市 687.2 ｸﾞﾗﾑ/人日	7. 東京都 西東京市 703.4 ｸﾞﾗﾑ/人日	7. 神奈川県 川崎市 859.4 ｸﾞﾗﾑ/人日	7. 京都府 京都市 884.3 ｸﾞﾗﾑ/人日
8. 長野県 平谷村 386.2 ｸﾞﾗﾑ/人日	8. 宮崎県 高原町 380.0 ｸﾞﾗﾑ/人日	8. 東京都 立川市 703.6 ｸﾞﾗﾑ/人日	8. 東京都 東村山市 717.8 ｸﾞﾗﾑ/人日	8. 神奈川県 相模原市 877.3 ｸﾞﾗﾑ/人日	8. 静岡県 浜松市 889.0 ｸﾞﾗﾑ/人日
9. 長野県 阿南町 398.2 ｸﾞﾗﾑ/人日	9. 熊本県 美里町 403.0 ｸﾞﾗﾑ/人日	9. 東京都 三鷹市 705.1 ｸﾞﾗﾑ/人日	9. 東京都 三鷹市 724.8 ｸﾞﾗﾑ/人日	9. 静岡県 浜松市 878.6 ｸﾞﾗﾑ/人日	9. 神奈川県 相模原市 898.0 ｸﾞﾗﾑ/人日
10. 長野県 豊丘村 401.2 ｸﾞﾗﾑ/人日	10. 長野県 豊丘村 420.8 ｸﾞﾗﾑ/人日	10. 東京都 東村山市 706.0 ｸﾞﾗﾑ/人日	10. 神奈川県 座間市 732.7 ｸﾞﾗﾑ/人日	10. 熊本県 熊本市 878.8 ｸﾞﾗﾑ/人日	10. 埼玉県 さいたま市 912.6 ｸﾞﾗﾑ/人日

表ー7 リサイクル(リサイクル率^{注30)})取組の上位10位市町村^{注27)}、^{注28)}、^{注29)}

人口10万人未満		人口10万人以上50万人未満				人口50万人以上					
平成28年度		平成27年度		平成28年度		平成27年度		平成28年度		平成27年度	
1. 鹿児島県	大崎町 83.4 %	1. 鹿児島県	大崎町 83.2 %	1. 岡山県	倉敷市 54.0 %	1. 岡山県	倉敷市 51.6 %	1. 千葉県	千葉市 33.3 %	1. 千葉県	千葉市 32.6 %
2. 徳島県	上勝町 81.0 %	2. 徳島県	上勝町 79.5 %	2. 東京都	小金井市 50.2 %	2. 東京都	小金井市 49.4 %	2. 新潟県	新潟市 27.9 %	2. 新潟県	新潟市 27.8 %
3. 北海道	豊浦町 80.7 %	3. 鹿児島県	志布志市 76.1 %	3. 神奈川県	鎌倉市 47.5 %	3. 神奈川県	鎌倉市 48.4 %	3. 東京都	八王子市 26.0 %	3. 東京都	八王子市 26.5 %
4. 鹿児島県	志布志市 74.7 %	4. 長野県	木島平村 73.3 %	4. 東京都	国分寺市 40.1 %	4. 東京都	国分寺市 39.7 %	4. 愛知県	名古屋市中区 25.5 %	4. 神奈川県	横浜市 25.5 %
5. 長野県	木島平村 70.3 %	5. 福岡県	大木町 65.3 %	5. 埼玉県	加須市 39.1 %	5. 埼玉県	加須市 38.7 %	5. 福岡県	北九州市 24.9 %	5. 福岡県	北九州市 25.4 %
6. 北海道	小平町 67.1 %	6. 北海道	興部町 60.4 %	6. 東京都	調布市 37.3 %	6. 東京都	調布市 38.4 %	5. 神奈川県	横浜市 24.9 %	6. 愛知県	名古屋市中区 24.5 %
7. 福岡県	大木町 66.7 %	7. 北海道	本別町 59.5 %	7. 東京都	東村山市 36.5 %	7. 東京都	府中市 38.3 %	7. 埼玉県	川口市 22.7 %	7. 埼玉県	川口市 23.1 %
8. 青森県	蓬田村 64.7 %	8. 北海道	小平町 58.5 %	8. 愛知県	小牧市 36.3 %	8. 東京都	東村山市 36.8 %	7. 岡山県	岡山市 22.7 %	8. 北海道	札幌市 22.5 %
9. 北海道	本別町 62.2 %	9. 北海道	陸別町 55.8 %	9. 東京都	府中市 35.3 %	9. 東京都	西東京市 34.7 %	9. 北海道	札幌市 22.6 %	8. 埼玉県	さいたま市 22.5 %
10. 北海道	足寄町 56.0 %	10. 北海道	喜茂別町 55.4 %	10. 東京都	西東京市 34.6 %	10. 東京都	武蔵野市 33.9 %	10. 埼玉県	さいたま市 22.5 %	10. 愛媛県	松山市 20.0 %

注26) 平成24年度以降の総人口には外国人人口を含んでおり、平成23年度までは外国人人口を含んでいない。

注27) 福島第一原子力発電所の事故による福島県内の帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に係る町村は除外している。

注28) 東京都23区は「東京都23区分」として合算

注29) ごみ排出量は災害廃棄物を除く

注30) ごみ燃料化施設及びセメント原燃料化施設にて中間処理された量（固形燃料（RDF、RPF）、焼却灰・飛灰のセメント原料化、飛灰の山元還元）、及びセメント等に直接投入された量を中間処理後再生利用量から差し引きリサイクル率を算出

表－８ エネルギー回収(ごみ処理量当たりの発電電力量)取組の上位10位施設^{注31)}

平成 28 年度	1.	埼玉県	東埼玉資源環境組合	第二工場ごみ処理施設	689 kWh/トン
	2.	大阪府	東大阪都市清掃施設組合	第五工場	687 kWh/トン
	3.	大阪府	豊中市伊丹市クリーンランド	豊中市伊丹市クリーンランドごみ焼却施設	614 kWh/トン
	4.	富山県	富山地区広域圏事務組合	富山地区広域圏クリーンセンター	607 kWh/トン
	5.	三重県	四日市市	四日市市クリーンセンター	591 kWh/トン
	6.	大阪府	泉北環境整備施設組合	泉北クリーンセンター(1号炉、2号炉)	577 kWh/トン
	7.	静岡県	静岡市	西ヶ谷清掃工場	575 kWh/トン
	8.	東京都	東京二十三区清掃一部事務組合	東京二十三区清掃一部事務組合練馬清掃工場	570 kWh/トン
	9.	福岡県	福岡都市圏南部環境事業組合	福岡都市圏南部工場	562 kWh/トン
	10.	東京都	東京二十三区清掃一部事務組合	東京二十三区清掃一部事務組合板橋清掃工場	558 kWh/トン
平成 27 年度	1.	大阪府	泉北環境整備施設組合	泉北クリーンセンター(1号炉、2号炉)	588 kWh/トン
	2.	静岡県	静岡市	西ヶ谷清掃工場	555 kWh/トン
	3.	福岡県	北九州市	北九州市新門司工場	549 kWh/トン
	4.	大阪府	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合	東淀工場	543 kWh/トン
	5.	東京都	東京二十三区清掃一部事務組合	東京二十三区清掃一部事務組合板橋清掃工場	537 kWh/トン
	6.	埼玉県	東埼玉資源環境組合	第一工場ごみ処理施設	535 kWh/トン
	7.	神奈川県	藤沢市	藤沢市北部環境事業所	533 kWh/トン
	8.	東京都	東京二十三区清掃一部事務組合	東京二十三区清掃一部事務組合大田清掃工場	531 kWh/トン
	8.	大阪府	堺市	堺市クリーンセンター臨海工場	531 kWh/トン
	10.	神奈川県	川崎市	王禅寺処理センター	525 kWh/トン

注31) 市町村・事務組合が設置した施設において比較
複数の炉の余熱を使って発電している場合は合算